

安全・安心な学校運営のための
危機管理マニュアル

加古川市立加古川小学校

令和7年5月

【目次】

I 学校の危機管理について	2
II 学校の危機管理体制	3
III 事象別危機管理の要点	
《学習活動》	
○体育授業中の心肺停止事故	6
○保健体育科授業中（武道）の事故による意識不明	8
○体育の授業中（器械運動）・運動会の練習中（組体操）に起きた骨折事故	10
○調理実習、理科実験時等のやけど事故	13
○調理実習、理科実験時等のガラス器具破裂	15
○校外学習中の蜂刺され	16
○修学旅行等遠隔地におけるバスの交通事故	18
○校内での転落死亡事故	20
○インターネット検索による不適切な画像の閲覧	23
○熱中症事故	24
○コンパートメント症候群	29
○脳脊髄液減少症	30
《通学》	
○下校途中の交通事故	31
《健康》	
○学校給食による食中毒	32
○アレルギーによるアナフィラキシー	35
《人権・同和》	
○学校における人権侵害	37
《問題行動》	
○いじめ	40
○インターネットの掲示板やSNS等での誹謗中傷	42
○学校内における児童間暴力	45
《犯罪》	
○不審者の侵入事件	47
○児童等の殺傷予告事件	50
○下校途中の児童連れ去り	53
《情報》	
○個人情報記載文書等の盗難事件	55
○ネットワークからの情報流出（情報セキュリティ対策）	57
○個人情報記載文書及び作品等の紛失	59
○個人情報記載文書等の誤配信・誤送付	61
《災害》	
○火災	62
《自然災害》	
○地震	63
○台風・集中豪雨	65
《新たな危機事象》	
○弾道ミサイル	66

I 学校の危機管理について

1 危機管理の目的

学校における危機管理とは、事故や事件、災害、不祥事などあらゆる危機を予知回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとることである。プロセスとして、「未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」の取組まを含んだものである。

2 対象とする危機

対象とする危機について例示する。危機についてはいろいろな観点から分類できるので、ここでは、被害の対象と原因により分類することとする。

番号	項 目	危 機 の 例 示	
1	学 習 活 動	学習活動	
2		特別活動	
3		部活動	
4		その他	学校施設利用中の事故
5			転落事故
6	通 学	交通事故	
7	健 康	感染症	
8		食中毒	
9		アレルギー	
10	人権・同和	人権侵害	
11	問 題 行 動	街頭犯罪	
12		暴力行為	
13		いじめ	
14	犯 罪	不審者	
15		盗難	
16		テロ・有事	
17	教 職 員	不祥事	
18		健康管理	
19		事故	
20	教育計画	教育課程	
21	施設設備	施設設備	
22	財 務 関 係	資金管理	
23		会計処理	
24	情 報	個人情報	
25		システム	

26	業務執行	保護者・地域	不適切な対応による信用失墜
27		威力業務妨害者	不当要求による威力業務妨害
28	災害	火事	火災によるパニック
29	自然災害	地震・津波・風水害等	地震・津波によるパニック

II 学校の危機管理体制

1 未然防止

(1) 危機管理体制の整備

重大な事故が発生するまでには、軽微な事故等の前兆があり、これらの前兆を見逃さないことが重要である。学校では教職員一人一人が、教育活動や行事に潜むリスクを把握し、未然防止策を講じるとともに、研修や訓練をとおして危機に対する感性を磨き、その前兆を見逃さず的確に対応しなければならない。

(2) 危機管理の組織

未然防止対策を徹底するため、毎年度当初、新しい教育活動や行事に取り組む際に、学校内で協議しながら、教育活動や行事に潜んでいる危機の予知・予測を行う。

校長は、危機管理責任者として、児童の安全を第一に考え、危機発生時の迅速かつ的確な対応を行うとともに、関係機関との連絡調整並びに情報提供・発信の責任者となる。

校長及び教頭は、連絡体制の整備、研修や訓練の企画や実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には、校長の指示に基づき、関係機関との連絡調整や校内の調整等を行い、教育委員会に報告する。

担当及び教職員は、実際の事故・事件現場における状況把握をし、校長に連絡するとともに、校長の指示に基づき、対応を行う。

(3) 連絡体制の整備

学校には校務分掌で組織された情報伝達ルートがあり、平常時に児童指導、学校経営などで運用されている。危機発生時に、想定される被害をいかに最小限に抑えるかは、迅速かつ正確な情報伝達にかかっている。次のように、誰が、何をどう伝えるのかを確認する必要がある。

- ① 事故や事件の状況把握を誰がするのか
- ② 誰がどう動くのか（病院への移動を含めて）
- ③ 保護者及び教育委員会への連絡は誰が行うのか

このような組織的な動きを、教職員全員で事前に確認し合うことが大切である。

(4) 事象別対処マニュアルの作成

各学校においては、学校の特徴や地域の実情に応じて、危機発生に備えた体制の整備、訓練の実施など事前対策の実施、また、危機発生時の情報収集・伝達や

被害拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者の心のケアを含むフォローなど事後対策の実施等について定めた個々の事象別対処マニュアルを作成して、教職員全員が周知することが大切である。その際、本資料を参考にする。

※管理職や養護教諭が出張等で不在になることも想定されることから、様々な状況を想定しての組織的な動きの確認を行うことが必要である。

(5) 訓練・研修・教育

安全計画に沿った安全教育の推進や様々な危機を想定した事象別対処マニュアルによる実践的及び今日的課題に対応した訓練・研修の実施に努める。

(例) 訓練：教職員連絡網に基づく休日・夜間等の連絡訓練

児童の発達段階に応じた危機回避能力や防災対応能力となる「生きる力」をつけるため、関係校務分掌を基本に、生活安全（防犯を含む）・交通安全・災害安全を内容とした安全教育が実施されるよう努める。

(6) 各機関との連携

発生した危機によっては、校内の対応だけでなく、地域や市内全体など広い範囲での対応や中学校区内の幼稚園、小・中・義務教育・特別支援学校などで情報を共有化することが必要な場合がある。また、各学校と教育委員会または幼児保育課の速やかな情報の共有化や交流、対策の実施なども必要である。

2 危機発生時の対応

危機が発生した場合、「児童の安全・安心の確保」を最優先として、被害拡大の防止、復旧等を目的とした対応策を検討し実施する。

《危機発生時の対応のプロセス》

- 状況把握（情報の収集と事態の見極め）
- 初動体制の確立
- 応急対策の実施

(1) 状況把握

- ・危機が発生した場合、迅速かつ的確に情報の収集・記録・伝達・分析・共有を行い、事態を見極める。危機発生を把握した教職員もしくは、危機発生を報告を受けた教職員は、危機の詳細がわからなくても、速やかに管理職に口頭で報告する。報告は正確を期するため、口頭報告後、報告内容を記録する。
- ・報告を受けた管理職は、現在どのような状況にあるかを認識する。
- ・校長は被害の大きさ、関係機関による対応の必要性、報道の可能性、教育委員会または幼児保育課による支援の必要性等を判断し、速やかに教育委員会教育総務課に報告する。なお、第一報は速報として概要を報告し、第二報以降で詳細を報告する。管理職が出張等で不在の際も緊急連絡ができるようにしておくこと。万が一連絡がつかない場合は教職員が教育委員会や関係機関へ速やかに報告ができるようにしておく。

- ・校長は校内で担当者を定め、情報収集と記録、定期的な報告の指示を行う。
- ・校外活動等において危機が発生した際、校長が必要と判断した場合は速やかに担当者を決定のうえ、現地に派遣し現場での情報収集や対応を行わせる。

(2) 初動体制の確立

危機発生 の 報告を受けた管理職は入手した情報をもとに初動対応体制を立ち上げる。

(3) 応急対策の実施

二次災害や危機の拡大を抑制するために「事象別対処マニュアル」を参考にし、対応を講じる。

3 事後の対応

(1) 児童の安否確認

危機発生後、速やかに児童の負傷の状況や安否情報など、組織的に情報の集約に努め、校長に報告する。また、校内に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、安全を確保した下校方法等について判断する必要がある。

(2) 教育活動の継続

児童の安全が一旦確保された後、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。

(3) 心のケア

危機の発生により、児童が心に傷を受け、生活に大きな支障を来すことがあり、場合によっては長期にわたって心のケアを実施することが必要である。学校を中心に支援体制を確立し、児童の心身の健康状態の把握に努めることが大切である。

(4) 再発防止

事故等発生直後の対応終了後、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者等への説明や対応及び教育委員会または幼児保育課へ報告を行う。また、調査結果を今後の学校における事故予防・再発防止に役立てることが必要である。

Ⅲ 事象別危機管理の要点

— 体育授業中の心肺停止事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車を要請するとともに、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等を最初に駆けつけた教職員が中心となって行う。
- ② 校長への連絡、教職員の応援を依頼する。
- ③ 負傷者を運搬する場合は、負傷者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- ④ 負傷者を病院へ搬送するとともに、速やかに保護者と連絡をとる。救急車には、教職員が同乗する。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対して、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担当教員は、速やかに病院に駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を速報として教育委員会に報告する。
- ④ 事故の程度・状況により必要に応じて、警察へも連絡する。
- ⑤ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。
- ⑥ 必要に応じて、速やかに学校医に連絡する。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ③ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して、事故発生報告書を教育委員会（教育総務課）へ提出する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 児童の心のケアに努める。

☆安全指導（教育）の充実

体育の授業における事故防止

- ① 児童の健康診断（メディカルチェック）や当日の児童の体調の把握を適切に行う。
- ② 教職員の観察だけでなく、児童に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準

備運動時に体調の自己チェックを行わせる。

プール水泳における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 児童が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身に付けさせる。
- ③ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分にを行い、これに基づいて適切な指導を行う。
- ④ 学校プール施設の使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、施設や浄化装置の付属施設についても、定期点検はもとより始業時及び臨時の点検を行い、安全管理に万全を期す。
- ⑤ 緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急を要する場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 心肺蘇生(AEDの使用法を含む)や応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

学校における水泳中の事故

平成24年度から平成28年度の5年間に、学校の管理下における水泳中の死亡事故は25件発生しており、水泳中の死亡事故の原因としては、溺死が圧倒的に多く21件(84%)、突然死が4件(16%)となっており、この2つで死亡事故のすべてを占めている。水泳中の死亡事故発生の場合としては、各教科等(体育科・保健体育科)の授業中が4件(16%)、学校行事が3件(12%)、課外授業(運動部活動など)の8件(32%)、通学中に湖や河川に落下するなどによるものが7件(28%)となっている。

また、水泳中の障害事故がどのような状況で発生しているかをみると、飛び込み(スタート)が13件(45%)と最も多く、次に泳いでいて10件(35%)、以下、転倒2件、衝突が1件などとなっている。また、第1級障害7件中、6件が飛び込み(スタート)によるものであり、飛び込み事故は、重大な事故につながりやすいことが分かる。(「学校における水泳事故防止必携[2018年改訂版]」)

小・中学校では、「水中からのスタート」のみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行わない。

学習指導要領解説では、スタートの指導について次のように明記している。

小学校	水中からのスタートを指導するものとする。
中学校	泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げることを。

— 保健体育科授業中（武道）の事故による意識不明 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境に配慮する。
- ② 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または児童に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ③ 負傷者を病院へ搬送するとともに、速やかに保護者と連絡をとる。
- ④ 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を速報として教育委員会に報告する。
- ④ 事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。
- ⑥ 必要に応じて、学校医へ連絡する。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を教育委員会（教育総務課）へ提出する。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

☆安全指導（教育）の充実

保健体育科の授業における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 児童が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。

- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、適切な指導を行う。
- ⑤ 休み時間等に、学習した技などを用いてふざけることがないように、事故の危険性を踏まえ、児童への指導を徹底する。

柔道の指導

※特に、柔道の指導にあたっては、以下①～④に十分留意する。

- ① 指導の前に児童の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化等に気を配ること。また、児童が自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを徹底させること。
- ② 指導に当たっては、児童の技能の段階に応じた指導とすること。特に初心者には、受け身を安全にできるよう指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど、十分な配慮を行うこと。また、「投げ技」の指導はもとより、「固め技」の指導においても、十分な安全配慮を行うこと。
- ③ 施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- ④ 事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法の確認と関係者への周知を徹底すること。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

— 体育の授業中（器械運動） ・
運動会の練習中に起きた骨折事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故の状況を把握し、負傷した児童の状況に応じて、応急手当を講じる。
- ② 負傷した児童が動けない（動かない方がよいと判断したとき）状況であれば、保健室と職員室に連絡を取り、校長への連絡と応援を要請し、養護教諭等が駆けつけるまでその場で可能な応急手当を迅速に行うとともに、負傷の程度を確認する。
- ③ 病院での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡を取り、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ④ 教職員が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対して、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないように十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 担当教員は、速やかに病院に駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を速報として教育委員会に報告する。
- ④ 必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ③ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し、事故発生報告書を教育委員会（教育総務課）へ提出する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

☆安全指導（教育）の充実

体育の授業中における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 児童が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分にを行い、これに基づいて適切な指導を行う。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

[骨折の手当について]

① 骨折の手当

少しでも骨折が疑われるときは骨折の手当を行う。骨折自体は、生命の危険は少ないので、手当はあわてず確実に行う。緊急避難が必要なとき以外はむやみに負傷者を動かさず患部を固定してから医療機関への搬送を行う。

- 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。（骨折した手足の末梢を観察できるように手袋や靴、靴下は予め脱がせておく）
- 骨折が屈折している場合、無理に正常位に戻さず、そのままの状態を固定する。
- 固定後は負傷者の最も楽な体位にし、腫れを防ぐために、できれば患部を高くする。
- 全身を毛布などで包む。

※ 開放性骨折の場合は上記の手当と同じであるが、特に次のことを注意する。

- ・出血を止め、傷の手当をしてから固定する。
- ・骨折部位を元に戻そうとしてはいけない。
- ・患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、傷の部分まで切り広げる。

② 骨折の観察

- 症状を調べる

骨折の部位は1箇所だけとは限らないので、全身をよく注意して調べる。

※骨折の症状には腫れ、変形、皮膚の色、その部分に触った場合の激痛がある。

- 負傷者に聞く

負傷者の意識がはっきりしているときは、負傷者に聞く。受傷時の状況については、負傷者にも分からないときがあるので、周囲の目撃者にも聞いて判断の参考にする。

③ 固定の方法（固定法）

固定には普通、副子を用いるが、包帯や絆創膏、手拭い、ストッキングなどで負傷者自身の体に直接固定する方法もある。

- 副子

副子とは骨折部の動揺を防ぐため、上肢、下肢及び身体に当てる支持物をいう。

骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅を持つものが有効であり、その条件を備える物ならば、どんなものでも構わない。身近にある新聞紙、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、毛布、座布団なども利用できる。

○ 副子の当て方

- ・ 救助者の1人が、骨折部を動揺させないようにしっかり支えておく。
- ・ 皮膚との間、特に骨ばった場所、かかと、手首、膝、手首、肘などには、タオルなど柔らかい布を十分に入れる。
- ・ 副子は骨折部が動かないように骨折部の上下から包帯でしっかり固定するが、末梢の血行を妨げない程度の強さにする。
- ・ 骨折部の腫脹が進み、固定の包帯がしまり過ぎて痛くなったり、血行を妨げ皮膚の色が変わったりすることがあるので、固定した後もよく観察する必要がある。

— 調理実習、理科実験時等のやけど事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故直後は騒然とした状態になることが予想されるが、担当教員は事故の状況を把握し、以下の適切な行動をとる。
- ② ガスコンロ・アルコールランプ・バーナーなどを速やかに消火する。
- ③ やけどの程度を確認し、重大な場合は、救急車の手配をする。
- ④ 担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、保健室と職員室に児童を行かせる。
- ⑤ 担当教員は、養護教諭等が到着するまで、患部の冷却等の応急手当を講じる。
- ⑥ 養護教諭等が現場に到着したら、その後の手当については、指示に従う。
- ⑦ 病院での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡をとり、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ⑧ 教職員が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。その後、速やかに、病院名と電話番号等を学校に連絡する。
- ⑨ その他の児童については、動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑩ やけどの状況次第では、校長が病院へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に向かわせる。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）は、事故発生から速やかに保護者との連絡をとり、円滑な対応に努める。
- ② 校長は、速やかに教育委員会、学校医等へ連絡・報告する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ③ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等について説明を行う。
- ② 事故についての教職員の共通理解の場を設け、噂や中傷のため個人のプライバシーが損なわれないように配慮する。また、関係機関等へは管理職が対応する。
- ③ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し、事故発生報告書を教育委員会（教育総務課）へ提出する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 情報を聞いて取材にくるマスコミ関係者の窓口を一本化する。
- ⑥ 負傷した児童および他の児童の心のケア対策にも配慮する。

☆安全指導（教育）の充実

実習・実験等における安全指導（教育）

- ① 年間指導計画の中で、可能な限り安全性が高く、効果的な実験・実習の方法を選ぶ。

- ② 児童に実習における基本操作や器具の正しい使い方等の安全教育を徹底する。
- ③ 実習室・理科室（準備室も含む）の整理と清掃を徹底し、器具の点検や整備を日頃から心がける。
- ④ 実習室・理科室には、消火器や濡れ雑巾等を用意しておく。また、救急箱を取り出しやすい場所に備えておくことが望ましい。
- ⑤ 予備実験を行うことで、観察や実験のより一層の安全を確保する。
- ⑥ 薬品台帳を整備し、薬品管理を徹底する（毒劇薬は特に厳重に管理する）。

[やけどの手当]

① やけどの手当

- 1度、2度のやけどで範囲が狭い場合は、冷たい水や水道水で痛みが取れるまで冷やす。この時、勢いよく出ている水道水などを直接当てないように注意する。
- 2度、3度の場合、冷たい水、水道水で冷やし、その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷やしておく。衣類で覆われている場合は、そのまま急いで冷水をかける。水疱（水ぶくれ）はつぶしたりせず、消毒した布か洗濯した布で覆いその上から冷やしながらい医療機関に搬送する。
- やけどの範囲が広い場合は体温をひどく下げる危険性があるので、10分以上広範囲を冷却することは避ける。
- 軟膏、油、消毒薬などは医師の診察の妨げになるため、塗らない。
- 手足のやけどであれば、患部を高くする。
- 意識がはっきりとしていて、吐き気がなく、医療機関まで時間がかかる場合は水分を与える。

② やけどの程度

程度	障害組織	外見	症状
1度	表皮層	皮膚が赤くなる。	痛み、ひりひりする感じ
2度	真皮層	皮膚は腫れぼったく赤くなり、水ぶくれになるところもある。	真皮浅層の障害（浅2度）では、強い、焼けるような感じ。真皮層の障害（深2度）では、痛みは皮膚の感じが分からなくなる。
3度	皮下脂肪組織	皮膚は、乾いて、かたく、弾力性がなく、蒼白になり、場所によってはこげてくる。	痛みで皮膚の感じが分からなくなる。

— 調理実習、理科実験時等のガラス器具破裂 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 児童の動揺を静め、次の事故が起こらないように指示をするとともに、事故の状況を把握する。
- ② 疾病者の状況を迅速に把握し、必要に応じて救急車の手配をする。
- ③ 担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、保健室と職員室に児童を行かせる。児童から状況を聞いた教職員は、校長に報告する。
- ④ 薬品が皮膚や衣服に付着した場合、担当教員は速やかに、その薬品に対する適切な希釈措置を講ずる。
- ⑤ 担当教員や他の教職員は、養護教諭等とともに負傷した児童に応急手当を講じる。
- ⑥ 病院での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡をとり、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ⑦ 担当教員は医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況や使用した薬品などを報告する。その後、速やかに医療機関名と電話番号等を学校に連絡する。
- ⑧ その他の児童については、動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑨ けがの状況次第では、校長が病院へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に向かわせる。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や事故への対応の経過、搬送先などを伝える。
- ② 校長は、速やかに教育委員会、学校医等へ連絡・報告する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ③ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を教育委員会（教育総務課）へ提出する。
- ② 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者に誠意をもって対応する。
- ③ 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等について説明を行う。
- ④ 他の児童に事情を正しく説明する。
- ⑤ 必要に応じて、PTA等の緊急役員会の開催や家庭への通知の配布により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ⑥ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理する。
- ⑦ 事故現場における安全上の問題点で、整備が必要であれば、関係機関等と協議し、改善を図る。

- ⑧ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑨ マスコミ関係者の窓口を一本化する。
- ⑩ 事故に関してショックを受けた児童がいる場合は、個別に対応する。また、ショックが大きい場合には、担任が家庭訪問を行い、必要な場合はスクールカウンセラー等による心のケアを行う。

☆安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析

- ① 年間指導計画の中で、安全性が高い観察や実験の方法を選ぶ。
- ② 予備実験を行うことで、観察や実験におけるより一層の安全を確保する。
- ③ 普段から教員の注意を聞き取れるような習慣をつけ、児童に実験の基本操作や器具の正しい使い方等を確実に習得させる。
- ④ 理科室（準備室も含む）の整理と清掃を徹底し、実験器具の点検や整備を日頃から心がけるとともに、薬品台帳を整備し、薬品管理を徹底する（毒劇薬は特に厳重に管理する）。
- ⑤ 観察や実験に際しては、できるだけ皮膚の露出部分が少ない機能的な服装について指導する。また、必要に応じて、保護眼鏡を着用させる。
- ⑥ 万一、事故が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な対応の仕方を心得ておく。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

— 校外学習中の蜂刺され —

※「アレルギーによるアナフィラキシー」（p37）参照

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 救急車の要請及び、負傷した児童の応急処置を迅速に行うと同時に、他の引率者は速やかに児童を安全な場所に避難させる。また、学校へ連絡するとともに、児童の動揺を静める。
- ② 事故発生の連絡を受けた教職員は、事故の発生場所や119番の通報の有無、刺された児童の名前及び症状と既往歴等を確認し、直ちに校長に報告する。
- ③ 校長は、状況に応じ教職員を事故現場に急行させるとともに、速やかに保護者への連絡を指示する。また、刺されていない児童を学校に移動させ、指導・管理するように指示する。

- ④ 指示を受けた教職員は、速やかに保護者と連絡をとり、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聞き取る。
- ⑤ 引率者は、下記の対応を行う。
〈救急車が到着するまで〉
 - ・針が残っていたら、根本から毛抜きで抜くか、横に払って落とし、冷湿布をずる。
 - ・恐怖心を与えるような言動を避け、励ましといたわりの言葉をかける。
 - ・救急車には、教職員が同乗する。また、保護者が到着しても、校長の指示があるまでは児童に付き添い、保護者から傷病の状況を聞き、状況の把握に努める。

保護者への連絡、教育委員会または幼児保育課への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や事故への対応の経過、搬送先などを伝える。
- ② 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会または幼児保育課に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ③ 必要に応じて速やかに、学校医へも連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ④ 教育委員会または幼児保育課は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を教育委員会（教育総務課）または幼児保育課へ提出する。
- ② 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者に誠意をもって対応する。
- ③ 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等について説明を行う。
- ④ 他の児童に事情を正しく説明する。
- ⑤ 必要に応じて、PTA等の緊急役員会の開催や家庭への通知の配布により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ⑥ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理する。
- ⑦ 事故現場における安全上の問題点で、整備が必要であれば、関係機関等と協議し、改善を図る。
- ⑧ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑨ 報道関係者の対応窓口を一本化する。
- ⑩ 事故に関してショックを受けた児童がいる場合は、個別に対応する。また、ショックが大きい場合には、担任が家庭訪問を行い、必要な場合はカウンセラー等によるケアを行う。

☆安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ② 事故再発防止のため、校外学習計画の内容について、十分な実地調査による危険箇所の確認に基づく、安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 緊急時における校外学習等の教職員体制を再度確認する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

校外学習を行う際の指導のあり方について、一つ一つ丁寧に見直し、児童の安全確保に関する課題があれば早急に解決する。

(安全確保のためのチェックポイントの参考例)

- ① 教職員の指導のあり方や役割を具体的に示した年間指導計画の整備
- ② 事前の実地調査をもとに、安全に配慮（交通の状況、活動場所の状況、活動形態等）した適切な活動計画の作成と指導
- ③ 適切な活動範囲の設定と活動グループの編成
- ④ 緊急時の連絡先と連絡方法の徹底、及び電話等の連絡手段の確保
- ⑤ 危険箇所の状況に応じた引率者の役割分担及び配置
- ⑥ 児童への事前、当日、事後の指導
- ⑦ 児童のアレルギーや既往歴等の把握
- ⑧ 安全を最優先した活動について、保護者等のボランティアとの共通理解と連携

— 修学旅行等遠隔地におけるバスの交通事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担任をはじめ同じバスに乗っていた教員は、養護教諭等とともに負傷した児童に応急手当を講じる。
- ② 校長またはバスに同乗している教職員等は必要に応じて救急車を要請する。
- ③ 担任は他の児童のけがの状況も把握し、児童を落ち着かせる。
- ④ 校長は事故の状況を確認するとともに、引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。
- ⑤ 校長は担任、養護教諭等、他数名の教員に、救急車で病院に運ばれた児童の付き添いと負傷の程度を把握させる。
- ⑥ 校長は学年主任に、けがのない児童や他のバスの児童を宿舎等に移動させ、教職員に指導と管理をさせる。また、宿舎等では対策本部を設置し、校長及び病院にいる教職員と緊密な連絡をとる。なお、必要に応じ校長は病院へ向かう。
- ⑦ 校長は学校・教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察やマスコミ等の対応をする。
- ⑧ 宿舎等の児童を大広間等に集め、事実を正確に伝え、児童の精神的な動揺を抑えるとともに、以後の日程変更に伴う行動について、統一のとれた行動がとれるように指導する。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 学校では連絡を受けた教頭が教育委員会やけがをした児童の家庭に連絡する。
- ② 現地対策本部との連絡を密にする。
- ③ 緊急職員会議を招集し、対応策を検討する。（現地への応援職員の派遣、翌日の受け入れ態勢に伴う授業変更等）
- ④ 旅行者等との連携により、入院している児童の保護者の現地行きの説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。
- ⑤ 必要に応じてPTA等の役員会や学年委員会等を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静めるようにする。
- ⑥ 教頭は、学校で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑦ 校長は、現地で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑧ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

事後措置

- ① 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意をもって対応する。
- ② 他学年の児童に事情を正しく説明する。
- ③ PTA等の緊急役員会の開催や家庭通知の配布により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ④ 帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- ⑤ 教頭、教職員で現地に残された児童の見舞いと付き添いの交代、現地での事後処理にあたる。
- ⑥ 事故の経緯について、簡潔かつ正確に記録する。
- ⑦ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑧ マスコミ関係の対応の窓口を一本化する。
- ⑨ 事故車に同乗していた児童については、後遺症のことも考えられるので、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてカウンセラーの派遣を要請する。

☆安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ② 事故再発防止のため、旅行計画等の内容について安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 修学旅行等における、緊急事態発生時の教職員の体制を再度確認する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 修学旅行等で事故が発生した場合を想定し、教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを把握しておく。
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

その他

- ① 児童に修学旅行等の意義を理解させる（集団行動を通して自立心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する等）。
- ② 校長、引率教員が、保護者より提出された児童の健康情報や緊急連絡先を携帯する（管理には十分注意する）。また、教職員が携行する旅行の手引等には号車ごとの座席表、部屋割り表等をのせておく。

— 校内での転落死亡事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握及び初動対応

- ① 正確な発生事実を把握する。
- ② 日頃から作成しておいた情報連絡リスト等を用いて、各初動連絡先に連絡をする。
- ③ 担当者を決めて対応する。
 - ア 応急処置
 - イ 119番通報、救急車の誘導、消防署員への対応
 - ウ 救急車への同乗、医療機関と学校との連絡
 - エ 保護者への連絡（第1報）（搬送先の医療機関の情報等、第2報以降は適宜）
 - オ 警察への連絡（119番通報により連絡しなくても来校することがある）、警察職員の現場への誘導
 - カ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会または幼児保育課に報告し、文書にて事故報告
 - キ 事故現場の立入を禁止、警察による現場検証への立ち会い
 - ク 他の児童への対応（現場の立入を禁止、安全の確保）

自殺が疑われるような場合は、後追いの可能性も含めて、児童の見守りを徹底し、児童の安全が確保できる体制をとる。教室に待機させる場合は、複数の教職員が入るようにする。
- ④ 当該の児童の情報を把握する。

出欠状況、学習状況、部活動の状況、友人関係、教職員との関係、クラスでの様子、家族の状況、健康の状況 など
- ⑤ 全校集会等を開いて状況説明を行う場合は、校長から伝える。学級担任等から伝える場合は、共通の説明資料をもとに伝える。
- ⑥ 家族の意向を踏まえ、教育委員会または幼児保育課、警察と協議のうえ、教育委員会または幼児保育課は、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

教職員の対応

- ① 情報の一元化を行う。
- ② 学校全体の方針や報道対応、保護者会、家族への対応などは、校長を中心とする主任等の教職員で協議・決定する。
 - ・家族の意向を踏まえ、学校として通夜式や告別式にどのように対応（交通手段、参加者、移動に関わる費用の扱い（個人負担など）、教職員の体制等）するかを決

める。児童の参列は強制しない。

- ・今後の保育・授業、行事等をどうするのかを決定する。(できる限り平常の教育活動を行うようにする。状況に応じ、行事等は延期する。)

- ③ 職員会議(臨時も含む)等の情報共有の場を複数回設定し、正確な情報を教職員が共有し、組織的に動く。
- ④ 各ホームルーム、各学年等において、児童の様子を観察し、気になる児童の情報を集約する。
- ⑤ 管理職、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、関係する教職員等で状況に応じてケア会議を開き、情報を共有する。
- ⑥ 対応等について、時系列で記録をとる。

児童への対応

- ① 事案当日に以下の点について検討して対応する。
 - ・事案の内容をどのような手段で伝えるのか。
(全校集会、ホームルーム、文書等を決定する)
 - ・どの時点で下校させるのか、当日の行事や部活動等はどのようにするのか、など。
- ② 心のケア
 - ア 必要があれば、スーパーバイザー、スクールカウンセラー(教育相談センターの学校支援カウンセラー)等の緊急派遣を教育委員会または幼児保育課に要請する。
 - イ 児童や教職員の様子を観察し、カウンセリングを促す。
 - ウ 朝の登校(登園)時やHR等で児童の様子を観察し、気になる児童の情報を集約する。
 - エ 児童の様子により、カウンセリング計画を立てる。

ネットの監視等について

- ① ネットへの書き込み、ネットニュースやテレビなどの監視をする。ネットへの書き込みに対しては、削除依頼など、関係機関と連携して対応する。
- ② ネットへの書き込みは、内部の児童から発信される場合が考えられるので、厳重に注意をしておく必要がある。

保護者への対応

- ① PTA等の役員に対して
 - ・必要に応じてPTA等の会長に連絡して状況を説明する。
 - ・PTA等の臨時役員会の開催について検討し、必要があれば開催して、状況を報告するとともに、今後の対応について協議する。
 - ・今後の保護者への情報共有について協議する。
 - ・文書を出す場合は、何を伝えるか、PTA等の会長と校長の連名にするのか等検討する。
 - ・文書を出した場合には、何らかの形でマスコミに伝わることもあり、問い合わせがあり得ることを念頭に置いて対応する。
- ② 保護者に対して
 - ・家族の意向を確認したうえで、家族の心情を踏まえ、正確な情報を提供し、憶測

に基づく噂が広がることを防ぐ。

(家庭への電話連絡、文書の配布、臨時保護者会の開催等、どの方法で行うのか決定する)

- ・情報としては、事案の事実、学校の様子、今後の予定、心のケアなどを提供する。
- ・児童に気になるサインがあれば、学校に知らせてもらうよう依頼し、学校と保護者が連携して取り組む。

自殺又は自殺が疑われる事案発生時の対応

- ・転落事故が死亡に至った際に、学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が自殺又は自殺である可能性が否定できないと判断した場合は、以下の対応を行う。

① 基本調査の実施

- ア 学校は、教育委員会の指導・支援のもと、国の『子供の自殺が起きたときの背景調査』の指針に基づき、「基本調査（情報収取と整理）」を実施する。
- イ 学校は、事案発生時に持っている情報及び基本調査期間中に得られた情報を迅速に整理する。
- ウ 基本調査における調査事項として、①遺族との関わり・関係機関との協力、②指導記録等の確認、③全職員からの聴き取り、④関係の深かった児童への聴き取りを実施する。
- エ 学校及び教育委員会は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。最初の説明は調査着手から1週間以内を目安に行う。
- オ 学校は、得られた情報等について整理ができ次第、教育委員会に報告する。
- カ 学校は、詳細調査に対する遺族の意向を確認する。

② 詳細調査への移行の判断

- ア 詳細調査への移行の判断は、外部専門家等の意見を踏まえ、教育委員会が行う。
- イ 詳細調査への移行が必要な場合は、①学校生活に関する要素が背景に疑われる場合、②遺族の要望がある場合、などである。
- ウ 遺族が望まない場合でも、必要性が高い場合は詳細調査について改めて提案する。

③ 外部専門家への意見聴取

- ア 外部専門家として、複数の委員（弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家など）に意見を聴取する。
- イ 聞き取り内容は、①背景調査からのいじめの有無、②詳細調査に移行する必要性の有無、③自殺について再発防止策の検討についての助言、などである。

④ 詳細調査に移行しない場合

学校は、再発防止策について検討をする。（実態調査票につきましては、平成29年以降、文部科学省からの提出依頼はありません）

⑤ 詳細調査に移行する場合

いじめの疑いの有無にかかわらず、国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」や、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対応を進める。

— インターネット検索による不適切な画像の閲覧 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担当教員は、すべての児童の閲覧を、すぐに中止させる。
- ② 担当教員は、職員室と保健室に連絡し、他の教職員に応援を依頼する。教職員は、管理職に報告する。(連絡はインターホン等が使用できない場合は児童に行かせる。)
- ③ 担当教員や他の教職員は、スクールカウンセラー、養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い、心のケアを行う。
- ④ 学級担任(不在時は学年主任など他の教職員)または校長から保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や事故への対応の経過など伝える。学校医へも必要に応じて速やかに連絡する。
- ⑤ 医療機関での診察が必要な場合は、担当教員は医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を説明し、速やかに医療機関名と電話番号等を学校及び保護者に連絡する。
- ⑥ ショックを受けた児童の状況次第では、管理職が医療機関へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に行かせる。
- ⑦ 必要があれば、スーパーバイザー、スクールカウンセラー(教育相談センターの学校支援カウンセラー)等の緊急派遣を教育委員会に要請する。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行うとともに、事後の対応について協議する。
- ② 学校は、PTA等の緊急役員会や保護者会の開催、家庭への通知等により、正確な情報を保護者等に連絡し、理解を求める。
- ③ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

事後措置(学校)

- ① 教職員は、スクールカウンセラー、養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い、児童の心のケアに努める。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理する。
- ④ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して情報モラルの徹底を図る。
- ⑤ マスコミの対応窓口を一本化する。

☆安全指導(教育)の充実

学校における事故原因とその対応についての分析

- ① 教材の選択や使用については、学習指導要領等の趣旨・内容に基づき、児童の発達段階や心理的な影響等に十分に配慮する。
- ② 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合は、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないようにする。

- ③ 教材の選択や使用については、校長をはじめ教職員間で十分な共通理解を図る。
- ④ 不適切に使用されている事実を確認した場合には、管理職による指導を行うとともに、教育委員会へ速やかに報告する。

教育委員会による学校の指導體制の確立

- ① 補助教材の使用に関わる届出、又は承認の規定を的確に履行するとともに、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行う。
- ② 教材やI C T機器の取扱い方法や指導體制について、会議・研修等により所管の学校の管理職への指導を徹底する。
- ③ インターネットに接続可能なI C T機器のフィルタリングを確認し、必要に応じて設定を見直し、児童にとって有害な情報のある以下のようなサイトにアクセスできないように配慮する。
 - ・ポルノ画像や風俗情報を載せたサイト
 - ・出会い系サイト、家出サイト
 - ・暴力、残虐画像や情報を集めたサイト
 - ・他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト
 - ・犯罪や自殺を助長するサイト
 - ・薬物や麻薬情報を載せたサイト 等
- ④ 不適切な事案を把握した場合は、教育委員会への迅速な報告及び必要に応じてマスコミへの適切な情報提供に努める。
- ⑤ 再発防止のため、教材の適切な取扱いや情報モラルに関する研修を実施する。

その他

- ① インターネットに接続可能なI C T機器の児童の使用にあたっては、教職員の適切な指導のもとで行う。
- ② インターネットに接続可能なI C T機器が保管されている教室等の施錠・鍵の管理を適正に行う。

— 熱中症事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。特に、熱中症の疑いがある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考えて処置をする必要がある。さらに、意識が無い場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ② 意識がないあるいは重症であると判断した場合は、速やかに救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめるなどして体を冷やす処置を続けるとともに、場合によっては、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）などを的確に実施し、校長に連絡する。
- ③ 応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、負傷者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温（熱中症が疑われる場合は体熱の放散）、環境に配慮する。
- ④ 速やかに保護者と連絡をとり、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聞き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ⑤ 救急車には、教職員が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校

長に報告する。また、保護者が到着した後も、校長の指示があるまでは子どもに付き添い続ける。

- ⑥ 事故を目撃した子どもたちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者に、事故への対応の経過や子どもの状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担任は、速やかに病院に駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
- ④ 必要に応じて速やかに、学校医へも連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 教育委員会は、学校と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校園長は情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を教育委員会（学務課）へ提出する。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

☆安全指導（教育）の充実

熱中症の事故防止にむけて

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に以下の点に留意して活動を行う。
 - ア 気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気を配ること。
 - イ WBGT（暑さ指数）が31℃以上で、原則、運動を禁止すること。（27ページ参照）
 - ウ 長時間にわたって直射日光の下で活動することを避けること。
 - エ 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.2%程度の食塩水やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。
 - オ 児童の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。
 - カ 登校に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておくこと。
- ③ 熱中症が起りやすい条件としては夏季に集中することが多いが、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておくこと。
- ④ 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、子どもにも、その発達

段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

事故発生に備えた学校（園）の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。養護教諭・管理職等が不在時を想定した組織的な動きについても保健室要領等に明記し、年度当初に全教職員で確認し、共通理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

☆熱中症警戒アラートの活用

熱中症警戒アラートとは

熱中症の危険度が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことで、気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情報サイトに掲載される

- ① 発表内容
 - ・府県予報区の住民に対して熱中症への注意を促す呼びかけ
 - ・府県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数(WBGT)
 - ・暑さ指数(WBGT)の目安
 - ・府県予報区の観測地点の予報最高気温及び前日の最高気温観測値
- ② 熱中症警戒アラートの活用方法
 - ・事前予測が可能のため、翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等に関する判断等に活用すること。
 - ・府県予報区単位で発表されるため、学校行事等の県外活動を実施する際、活動内容や活動場所等の変更等に関する判断等に活用すること。

● 暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28°C※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する 危険性がある。

※（28～31°C）及び（25～28°C）については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35°C	28～31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい 運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を 行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31°C	25～28°C	警戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に 休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28°C	21～25°C	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可 能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に 水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適 宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート」について

令和3年4月28日より全国で本格実施

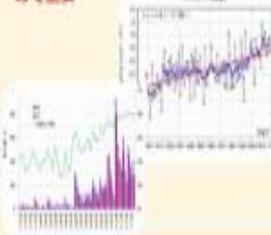


熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による死者数・救急搬送人員数は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い暑さ指数（WBGT）を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数（WBGT）とは、人間の熱感受性に対する指標

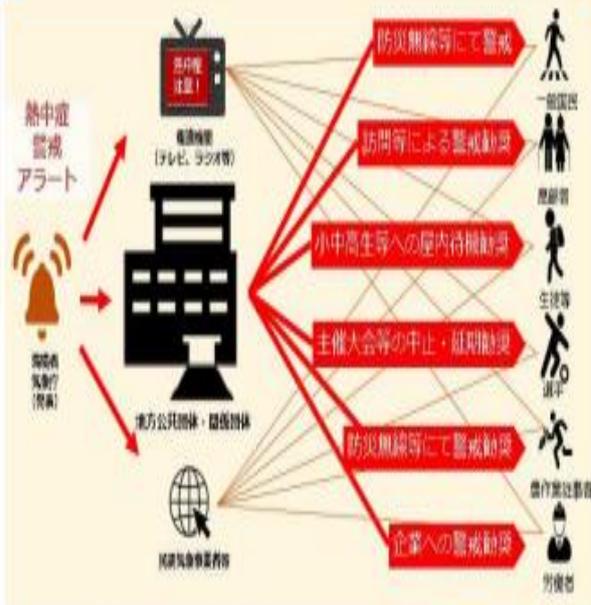
気温 湿度 放射熱

この3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



5. 情報の伝達方法（イメージ）



熱中症警戒アラートは、気象庁の気象庁（東京）から、地方公共団体・関係団体、民間気象事業者を通じて、テレビ・ラジオ、携帯電話（アラート）、訪問等による警戒勧奨、小中高生等への屋内待機勧奨、主催人会等の中止・延期勧奨、防災無線等にて警戒勧奨、企業への警戒勧奨など、様々な経路で国民に届く。

3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数（WBGT）が33以上になると予測した場合に発表

暑さ指数 (WBGT)	発表基準	対応
33以上	熱中症の発生が極めて危険な状態に陥る可能性がある	熱中症の発生が極めて危険な状態に陥る可能性があるため、熱中症対策を最優先として実施する
31-32	熱中症の発生が危険な状態に陥る可能性がある	熱中症対策を優先して実施する
29-30	熱中症の発生が危険な状態に陥る可能性がある	熱中症対策を優先して実施する
27-28	熱中症の発生が危険な状態に陥る可能性がある	熱中症対策を優先して実施する

注1) 日本気象学会指針より引用
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

<地域単位>

- 気象庁の府県予報区単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。

(例)

- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- 身の回りの暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にする。
- エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
- のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

7. 令和3年度以降の検証について

- 令和3年度の全国展開以降、定期的に「熱中症警戒アラート」の発表状況等を踏まえた検証を実施し、効果の算出に努める。
- 継続的に検証を重ね、今後の熱中症対策の課題改善に繋げる。

別冊「加古川市立学校における熱中症対策ガイドライン（令和6年7月）」
（加古川市教育委員会）参照

— 脳脊髄液減少症 —

脳脊髄液減少症とは

スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する疾患である。

事故が発生した後、児童に頭痛やめまい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡して医療機関への受診を促したりするなどの適切な対応が必要となる。

また、事故後の後遺症として通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られなかったことなどの事例があるとの指摘もあるため、教職員等の脳脊髄液減少症に関する理解を深めるとともに、必要に応じ、養護教諭を含む教職員等が連携しつつ、個々の児童の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮すること。

☆症状発生からの対応のポイント

主な原因

- 転倒事故
 - ・尻もちをついた
 - ・転んで頭を強く打った
 - ・学校の廊下で転倒した
- スポーツ外傷
 - ・ボールが頭に当たった（野球のボール、バレーボール等）
 - ・テニスのラケットが頭に当たった
 - ・練習中に児童同士が激突した
- 交通事故
 - ・追突事故、接触事故など
- その他
 - ・楽器演奏の負担

予防法

発症から半年以内であれば

- 水分を多めにとる
- 寝る（横になる）ことによる安静

1日2L以上の水を飲み、安静にして食事やトイレ、入浴以外は横になることで髄液漏れは少なくなり、漏れの部分が自然にふさがることが期待できる。

起立性頭痛などが消えなかった場合は、髄液の減少から起こる頭蓋内の変化を調べる脳MR I検査（造影脳MR I検査）などの検査を考えることも必要である。

— 下校途中の交通事故 —

☆事故発生からの対応のポイント（事故にあった児童の名前が不明の場合）

状況把握、救急処置、情報収集

- ① 事故発生の連絡があったときは、受理した教職員が通報者に事故の場所や119番の通報が行われたか、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに校長に報告する。
- ② 校長は、教頭又は教職員2名以上に児童名簿を持たせ現場に急行させるとともに、教職員に対応の詳細を記録させる。
- ③ 現場についての教職員は児童を特定し、校長に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また、状況に応じ以下の対応を行う。
 - 救急車が到着していない場合
出血等がなく意識不明であれば気道を確保 → 呼吸の有無を確認 → 呼吸がない場合には心肺蘇生を行う。（交通事故に遭わない安全な場所で行うこと）
 - 救急車が到着していた場合
教職員1名は救急車に同乗する。病院から診断・治療等について聞き、保護者及び校長に報告する。
教職員1名は、現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。また、下校途中の児童が事故現場に集まってくることもあるので、指導して下校させる。
 - 救急車が出発していた場合
学校から、消防署に搬送先を確認し、教職員を病院に派遣する。教職員は児童を特定し、校長へ報告するとともに、保護者へ連絡する。病院から診断・治療等について聞き、保護者及び校長に報告する。

教育委員会への報告

- ① 校長は、事故の概要を、文書による事故報告の前に速報として電話で教育委員会へ報告する。
- ② 教育委員会は、校長や警察と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供を行う。

被害児童、事故目撃児童等への対応

- ① 児童の状況により、校長と担任が速やかに見舞う。
- ② 保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ③ 事故に関しては、関係の児童の様々な反応が予想される。校内に対応チームをつくり、情報を収集し、対応を検討すると共に必要に応じて専門家の支援を求める。また、保護者等の相談も受ける体制をつくる。
- ④ 児童の心のケアに努める。

事後措置

- ① 校長は、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。通学途中に交通事故にあい、加害者が特定され、警察も立ち会っている場合は、「自賠責」の手続きをとり、加害者より賠償を受けることになる。ひき逃げ等により加害者が特定できない場合でも、警察が立ち合い「交通事故証明書」が発行されれば、自動車損害賠償補償法に基づく政府の「自動車損害賠償保障事業（政府の保証事業）による救済措置を受けられるため、必ず警察に届け出るようにすること。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付と損害賠償（自動車損害賠償保障法等）を二重に受けることができず、調整が必要となるため、自賠償の手続きの状況を確認しておく必要がある。

「交通事故証明書」が取得できないなど、第三者からの賠償が受けられない場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ問い合わせること。

- ② 反省点や再発防止のための指導ができるよう要点をまとめ整理しておく。
- ③ 事故現場における安全施設上の問題点で、整備が必要であるならば、その対策を検討し、関係機関等と協議し、改善を図る。
- ④ 各保護者に、事故防止のための家庭における指導や登下校指導の協力を要請する。また、地域へも働きかけて、保護者や地域住民の交通安全意識の高揚を図る。
- ⑤ 事故の発生原因に基づき、横断歩道を渡る際には、必ず一度止まって左右の安全を確認してから横断することや車はすぐに止まれないこと等、児童に具体的な指導を行う。

☆安全指導（教育）の充実

通学路の点検、校区の危険箇所の確認と指導

- ① 定期的に通学路の点検を実施する。
- ② 危険箇所を把握（通学路の工事箇所、横断歩道、地下道、河川等）し、児童への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、関係機関に対する改善の要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

交通安全教育

- ① 児童の心身の発達段階や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ② 保健学習、学級活動等や学校行事を中心に学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な安全教育の充実を図る。
- ③ 通学路上の危険箇所について、通学安全マップの作成などに取り組むことで、児童が潜んでいる危険要因に自ら気づき、事故を回避する能力が高まるよう留意する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に、事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室や保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

— 学校給食による食中毒 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 欠席者が全学年にわたる状況であれば食中毒の可能性を想定し、欠席している児童も含めた有症者の数を症状別に把握し、速やかに教育委員会学務課に報告する。（学

年別、クラス別、男女別に一覧表にする。職員も症状がある場合は含める)

- ② 学校医や健康福祉事務所から、地域のかぜなどの感染症の情報を得る。
- ③ 感染症の疑いも視野に入れた場合、発生前2週間内の行事等について把握する。
- ④ クラスが限定される場合は、食物を扱った実習等についても把握する。
- ⑤ 食中毒の疑いがあるときは、学校医、学校薬剤師、教育委員会、健康福祉事務所に連絡し、その指示を受ける。

処置、報告等

- ① 学校医・学校薬剤師に連絡し患者の措置について相談し対応する。
- ② 教職員間の情報共有を行ったうえで、健康の状況に応じ、授業や行事の実施等の可否を判断する。また、翌日以降の健康診断、出席停止、臨時休業、消毒、その他事後の計画をたてる。
- ③ 学校給食の中止等については健康福祉事務所の指導、学校医・教育委員会の助言を総合的に判断し決定する。(中止・一部中止)
- ④ 健康福祉事務所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。教育委員会から要請があれば、校長は「食中毒発生時における関係資料」を提出する。
- ⑤ 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。(児童の健康状況の把握、対応の記録、教育委員会等への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など)
- ⑥ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供する。

児童、保護者への連絡等

- ① 児童、保護者に状況を説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。
- ② 検査(検便等)や調査についての協力を要請する。
- ③ 入院している児童や登校していない児童については、担任等が速やかに見舞う。また、保護者に改めて状況を説明するとともに状況の確認に努める。

事後措置

- ① 校長は、情報を整理して食中毒の原因を調査して状況報告書「学校における伝染病・食中毒等発生状況報告」(学校保健事務の手引き)を作成し、教育委員会へ提出する。
- ② 要点をまとめ整理したうえで、教職員へ周知し、再発防止に努める。
- ③ 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- ④ 調理従事者には衛生管理・食中毒防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。
- ⑤ 児童の心のケアに努める。

日常の対応

- ① 「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省)に基づいた日常検査、定期検査及び臨時検査を行い、衛生管理の徹底に努める。また、児童への保健指導を充実させ、計画的に食中毒防止の推進を図る。
- ② 衛生管理責任者と衛生管理体制
学校給食調理場においては衛生管理責任者を定めるとともに、関係職員・保護者・

学校医・学校薬剤師・健康福祉事務所長などと連携し衛生管理を徹底し、食中毒の未然防止を図る。

③ 保存食の確保

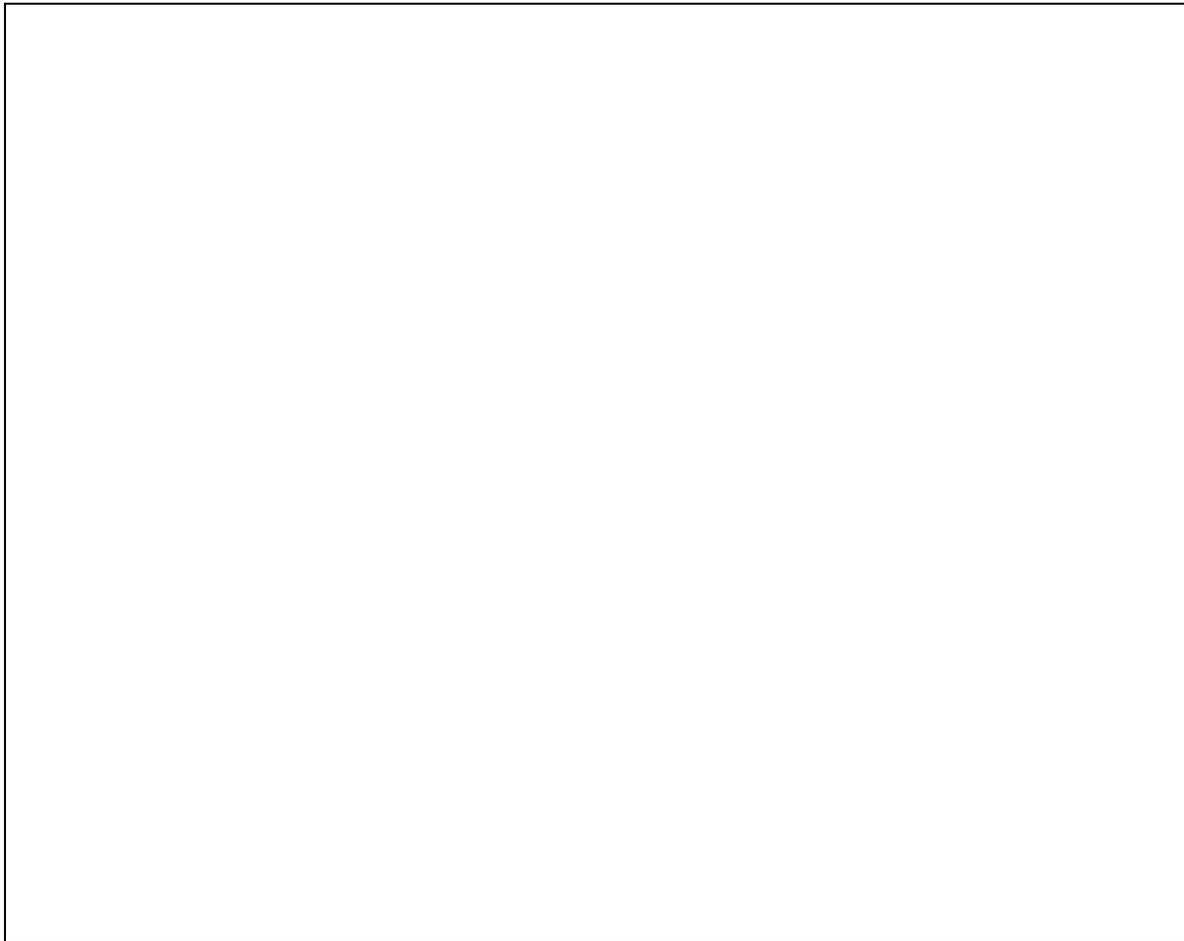
原材料及び調理済み食品は、品目毎に 50g ずつ採取し、消毒済みの容器等に密封して-20℃以下で2週間以上保存する。

④ 検食

検食責任者（校長等）は、児童の摂取開始時刻の30分前までに必ず検食し、結果を記録する。

⑥ 給食に関する書類の整理

給食日誌、献立表綴、食材発注簿、検収表、保存食簿、検食記録、納入業者一覧、学校環境衛生検査等報告書、従事者検便記録、作業工程表、作業動線図、学校給食日常点検票、調理従事者健康状態確認簿、その他関係書類を整理する。



食中毒発生時における県教育委員会へ提出資料

（食中毒と確定する以前の疑いが強くなった場合を含む）

※市教育委員会は、①～④を速やかに提出すること

- ① 学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告
- ② 献立表（使用食品を記載したもの）2週間分
- ③ 学年毎の児童数と教職員の患者数の状況（毎日）

- ④ 調理作業工程表
- ⑤ 作業動線図
- ⑥ 温度記録簿（加熱・冷却中心温度、調理室内、冷凍冷蔵庫温度等）
- ⑦ 給食用物資検収簿
- ⑧ 検食簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便結果
- ⑩ 学校給食従事者の個人毎の健康記録簿
- ⑪ 学校給食日常点検簿
- ⑫ 発生の経過を時系列にまとめたもの
- ⑬ 健康福祉事務所（保健所）の指示事項
- ⑭ 学校医等の指示事項
- ⑮ 調理室の平面図
- ⑯ 保存食記録簿
- ⑰ その他必要なもの

— アレルギーによるアナフィラキシー —

アナフィラキシーとは

食物、薬物、蜂刺されなどが原因で発生する全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応である。

アナフィラキシーでよくみられる症状として、じん麻疹、呼吸困難、腹痛、嘔吐、下痢、および血圧低下を伴うショック等がある。

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担任は直ちに、近くの教室の教職員に依頼して、職員室や管理職に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭等複数名の教職員を教室に呼ぶ。（担任は、できるだけ該当の児童から離れないようにする。）
- ② 担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童に対し、次の点に留意し対応を行う。
 - ・安静にさせる。
 - ・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐために自分で吐き出させるか、背部叩打法等（背中を強く叩く）により除去する。
 - ・ショック体位（足側を15cm～30cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ・気道の確保を行う。（頭部後屈あご先挙上法等）
 - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）
- ③ 担任や養護教諭等は必要に応じ、エピペン注射や心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
- ④ 救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。

⑤ 担任や養護教諭等は救急救命士に該当の児童のアレルギーに関して保護者から得ている情報を伝える。エピペンを処方されている場合は、その旨救急救命士に伝える。使用したエピペン注射がある場合は、使用済み注射を救急救命士に手渡す。

⑥ 他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動揺を鎮めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

※注意：症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。

保護者への連絡等

① 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。

② 校長と担任は、速やかに病院に駆けつけ、児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

③ 校長は、教育委員会または幼児保育課へ電話等で第一報を報告する。後に、文書にて詳細の報告を行う。

事後措置

① 校長は、外部に情報を提供する場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。また、教育委員会または幼児保育課は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供する。

② 管理職は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。

③ 校長は、必要に応じて、保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続きについての説明を行う。

④ 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。

⑤ 児童の心のケアに努める。

☆安全指導（教育）の充実

事故発生に備えた学校の体制の確立

① 教職員が、アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようにする。

② 児童がアナフィラキシーを起こした場合の対応の体制や手順を定め、教職員間で共有する。

症状の確認、校内の対応体制、応急手当、緊急連絡先（救急車の要請、保護者、主治医、学校医、教育委員会、幼児保育課等）等

③ 学級担任は、年度当初に、児童のアレルギーの有無、アレルギーの詳細（原因物質や食物、運動との関連の有無、給食の対応、課外活動の留意点）、学校への薬の携帯等について保護者から情報を得ておく。（担任は部活動顧問とも情報共有しておく）

④ 校長は、担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等と③で得た情報をもとに、給食をはじめ、教育活動全般にわたる対応を検討し、保護者の合意を得ておく。

⑤ 毎年、救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。また、エピペンが処方されている児童が在籍する学校については、事故発生時に児童自身が意識を失い自己注射が出来ない場合も想定されることから、「エピペントレーナー」を使用した校内研修会を毎年度実

施し、使用方法や保管場所等について全職員で情報を共有しておく。また、緊急時に備え、消防機関等に、該当する児童の個人情報を提供するなど、日頃から連携を行っておくようにする。その際、関係機関への個人情報提供については、保護者の許可を得ておく。

※ エピペントレーナーの貸出

加古川市教育委員会 学務課 学事保健係 (427) 9343

- ⑥ 食育等を通して児童がアレルギーについて正しい知識をもち、自らの食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

— 学校における人権侵害 —

☆人権侵害発生からの対応のポイント

- ① 児童の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 児童や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ④ 発生した人権侵害について、児童たちを取り巻く様々な課題を見直す機会として捉え人権が尊重される学校づくりに主体性を持って取り組む。

☆初期対応

発生直後の対応

※別紙「学校内で差別事象が起きたときは」と同様、以下のように対応する。

1 その場での指導（対応者：人権侵害発生場所にいた教職員）

人権侵害が起きたとき、そばに教職員がいた場合はその場で、すぐに指導する。

◎発言した児童生徒、発言された児童生徒をそれぞれ別室にて個別指導を行う。この際、教職員一人で対応をするのではなく複数で指導に当たる。そのために、職員室に応援を依頼する。

◎発言を聞いた周りの児童生徒に学級指導を行うため、学級に戻るよう指示する。

2 連絡（対応者：人権侵害発生場所にいた教職員から管理職へ）

速やかに管理職及び人権教育担当教員に報告する。

◎報告を受けた管理職は、職員に情報確認を指示するとともに、教育委員会 学校教育課及び市民協働部人権文化センターに速報を入れる。

- ① 人権侵害発生場所にいた教職員及び担任は、当該児童の発言内容や意図を確認したうえで、「今の発言は人を傷つけるものである」等の指導を行う。あわせて、他の児童に対しても適切な指導を行い、総合的に判断をしたうえで授業を再開する。
- ② 発言により動揺している児童がいる場合は、他の教職員と協力し、ケアに努める。
- ③ 差別落書き等の場合は、原則として、直ちに落書きを覆い、保存したうえで、管理職に報告を行い、関係教職員立ち合いのもと現場確認・記録（撮影等）をした後、消去する。

※ 「市の施設等で差別落書き等を発見したときは」に基づき対応する

聴き取り

3 確認及び記録（対応者：管理職→全職員）

人権侵害の内容確認を行い記録にまとめる。

- ◎いつ、どんな状況で、どんな発言を行ったのか、発言した理由、発言した児童生徒、発言された児童生徒の日ごろからの人間関係等について記録にまとめる。
- ◎職員会議を開催し、全教職員で事象の共通理解を図る。
- ◎人権教育推進委員会（各校の名称）で、今後の具体的な取組方針を話し合う。

- ① 学校の教育課題を見いだしていく観点を持って聴き取りを行う。発言内容やその時の状況等について正確に事実を確認する。また、行為に至った背景や発言に関する認識（これまでの人権学習の経験や生活背景等を含む）等についても聴き取る。
- ② 関係児童の人権や個人情報の取り扱いに十分配慮するとともにプライバシーの保護に努める。

保護者との連携

4 学級・学年指導（対応者：学級担任・学年主任・人権教育担当教員等）

人権学習をもとに学級・学年指導を行う。

- ◎家庭訪問等を行い、該当児童生徒の保護者に、学校の指導内容及び今後の指導の協力依頼を行う。
- ◎学級指導・学年指導等を必要に応じて開催し、全体指導を行う。

- ① 学級担任・学年主任・人権教育担当教員等を中心に、家庭訪問等により、対応の経過、児童の様子、保護者の思い、今後の取組方向等を情報共有し、保護者との連携を図る。
- ② 保護者等との情報共有・相談対応においては、学校及び教職員の姿勢を示す等信頼関係を構築することを大切にする。

教育委員会への報告と連携

5 報告（対応者：校長）

書面にて学校教育課に報告する。

- ① 校長は、人権侵害の概要・発生直後の対応等について教育委員会に報告・相談し、次のいずれかにより取り組む。いずれの場合も人権侵害の概要・取組内容等を取りまとめ、教育委員会に提出する。
 - 教育委員会へ継続的に連絡・相談等を行い、連携を図りながら、後述の「事後の取組」に沿って、課題の解決に取り組む。
 - 各学校が主体的に、後述の「事後の取組」を参考として課題の解決に取り組む。必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行う。

☆事後の取組

課題解決に向けて

- ① 後述の「短期的な取組」を参考に、人権侵害発生直後の早急かつ適切な取組を進め

る。

- ② 人権教育推進委員会等において、人権侵害に係わる整理を行う。

〈整理のポイント〉

- 人権侵害の分析（発生の要因・背景と差別性についての考察）
- 人権侵害発生後の対応の検証
- 学校・関係者（家庭・地域を含む）・関係機関等の課題の明確化
- 取組の方向性や具体的な方策

- ③ 本人権侵害に関係する学校の教職員、教育委員会・人権文化センター関係職員等、多様な主体の協力を得て、課題解決に向けた協議を行う機会をもつ。

改善計画の策定

- ① 課題解決に向けた会議等の協議をふまえ、改善計画を策定し、教育委員会に提出する。

〈改善計画の項目例〉

- 人権侵害の概要（発生日時・場所、関係者、内容、人権侵害を把握した経緯・発生後の対応）
- 人権侵害発生の要因・背景、差別性
- 解決すべき教育課題
- 教育課題の解決に向けた取組（短期的な取組、中・長期的な取組）

改善計画に基づく取組

- ① 改善計画に基づき、後述の「短期的な取組」や「中・長期的な取組（日常の取組）」を参考に、多様な主体の協力等を得ながら組織的な取組を行う。また、必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行い、連携を図る。

取組に対する評価

- ① 年度末等の適切な時期に改善計画に基づく取組についての評価を行い、その結果を教職員はじめ学校関係者で共有し、人権教育推進計画に反映させる。また、取組内容と評価結果等を取りまとめ教育委員会に提出する。

☆取組を進めるうえでのポイント

短期的な取組

- ① 関係児童を中心に、全児童の実態把握のための取組（個別懇談等）を行う。
- ② 人権侵害発生の要因や背景等をふまえ、児童の人権問題に関する理解や認識を深め、課題解決に向けた意欲や態度を育成する学習を実施する。取組を進めるにあたっては自他の人権を守るための実践行動力を身につけるといった観点を重視する。
- ③ 発生した人権侵害に関わる個別の人権課題について、教職員の認識を深める研修等を実施する。
- ④ 学校の取組を推進するため、家庭・地域との連携・協力関係を構築する。

中・長期的な取組（日常の取組）

- ① きめ細かい観察や個別懇談等を通じた児童の実態把握に努めるとともに、児童と教職員との信頼関係を構築する。
- ② 人権教育推進計画に基づく実践を行い、取組の成果と課題に応じて推進計画の改善

を行う。

- ③ 人権学習指導資料や地域教材、地域指導者等の積極的な活用や、児童による自主的な活動を活性化させることにより、人権学習活動の充実を図る。
- ④ いじめや差別等を許さない仲間づくりに取り組む。
- ⑤ 教育活動全般を、人権尊重の視点で常にチェックする。
- ⑦ 教職員の人権意識と人権感覚を高める研修を充実させる。
- ⑧ 家庭・地域・関係学校等との連携を密にし、積極的な情報発信等により開かれた学校づくりを進める。

— いじめ —

☆事件発生からの対応のポイント

被害児童の状況把握とその対応

- ① 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、被害児童だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 学級担任など、特定の教職員が判断するのではなく、管理職、学年主任、児童指導・教育相談コーディネーター等、「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有するとともに、学校の問題としてとらえ組織的に対応する。その際、個人情報の扱いについては留意する。
- ③ 児童の心情を十分理解しながら、時間的な経過や、関係者などできるだけ具体的な状況を聞き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、児童の心の痛み等を軽減するように努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
- ④ 被害児童を守りきる姿勢を示したうえで、関係諸機関とも連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、専門的な知識を持つスクールカウンセラーや信頼されている教職員等が聞き取るようにする。
- ⑤ 相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、加害児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとったりすることも必要で、特に暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察と連携して対処する。
- ⑥ 養護教諭等やスクールカウンセラー等が協力をして、心のケアに努める。

加害児童の状況把握とその対応

- ① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 学級担任など、特定の教職員が判断するのではなく、管理職、学年主任、児童指導、教育相談コーディネーター等、「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有する。その時個人情報の扱いについて留意する。
- ③ いじめを起こした背景、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、スクールソーシャルワーカー等と連携して、当該児童の課題を生活背景等(学校生活、家

庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。

- ④ 聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、専門的な知識を持つスクールカウンセラーや信頼されている教職員等が聞くなど工夫する。
- ⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ⑥ 加害児童に対しては自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行く)
- ② 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害児童の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育相談センター、少年愛護センター、家庭支援課、中央児童家庭センター、警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の小中学校や高等学校、有職・無職少年と関係して発生した事例も増加している。このため、関係諸機関や家庭及び地域の協力者会議等と連携を図り、児童の個人情報をも十分保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い解決に向けた具体的な取組を進める。

事後措置

- ① 被害児童については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ③ 学級活動、道徳教育等をはじめ、教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ⑤ 解決したと見られた後も、継続して児童の様子を観察し、適宜指導する。

☆指導(教育)の充実

いじめ防止及びいじめ発生に備えた学校の体制の確立

- ① いじめの疑いに関わる情報があった場合には、「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」等を活用し、いじめ対策委員会を開くなどして、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対

応を組織的に行う。

- ② 校長の指導のもと、教職員が児童との信頼関係を築くとともに、定期的な教育相談等を実施する。
- ③ 全ての教職員が「いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうるもの」という共通認識を持つ。
- ④ 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑤ 「心の相談アンケート」や「学校生活に関するアンケート（アセス）」を実施するとともに、教育相談等を行うなどして、日常から児童の実態把握に努める。
- ⑥ 児童に関する情報の共有化を図る。
- ⑦ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ⑧ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑨ 児童に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑩ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑪ 保護者・地域住民との連携を適切に図る。
- ⑫ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑬ 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ⑭ 日頃から関係機関と連携を図る。
- ⑮ 体験活動など多様な指導方針による教育実践を図る。
- ⑯ 特別活動等において創意工夫を行う。
- ⑰ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実践する。
- ⑱ 未然防止・早期発見・早期対応の取組が着実に成果をあげるよう、「いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づいた「いじめ防止対策改善プログラム」を策定して、体系的・計画的に取り組むとともに、年度ごとに取組状況を検証する。

— インターネットの掲示板やSNS等での誹謗中傷 —

☆事件発生からの対応のポイント

被害児童への対応

- ① 被害児童から事実確認を行い、児童の受けている心理的圧迫感をしっかり受け止め、必要があれば、スーパーバイザー、スクールカウンセラー（教育相談センターの学校支援カウンセラー）等の緊急派遣を教育委員会に要請する。
- ② 学級担任だけで対応するのではなく、管理職、学年主任、児童指導・教育相談コーディネーター及びICT推進担当者等と情報を共有し、「いじめ対策委員会」にも報告する。その時、個人情報の扱いについては留意する。
- ③ 被害児童及びその保護者に掲示板やSNS等への対応等（削除要請と加害者の特定への努力と指導、再発防止等）について説明する。

掲示板・SNS等への対応

- ① 児童からの相談を受け、すぐに対象となる掲示板サイトの誹謗中傷に当たると考える書き込みの番号やURL及び書き込み内容などを確認のうえ、印刷などの方法によ

り保存する。

- ② 掲示板の書き込みを削除するために、その掲示板のアドレスを確認し、当該掲示板管理者、もしくはサーバ管理者に学校名で削除要請するとともに、ログの保存を依頼する。
- ③ 削除要請以降、掲示板の書き込みが削除されたかどうかを確認する。ただし、削除要請文が公開される場合は、二次被害も予想される為、削除の対応等をあらかじめ調べておく。
- ④ 掲示板管理者に対し削除要請をしたにもかかわらず書き込みが削除されなかった場合には、送信した依頼メール等に不備がなかったかを確認する。不備があった場合には、追加・修正を加えて、再度削除要請を行う。それでも削除されなかった場合、その掲示板が利用しているプロバイダ等を確認し、プロバイダ等に削除要請をする。SNSの場合は、該当記事の通報や削除要請をする等の対応を行う。
- ⑤ プロバイダ等に対して削除要請をしたにもかかわらず書き込みが削除されなかった場合は、所轄の警察署や県警本部サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課、又は法務局に相談し、削除依頼の方法等事案に応じた助言等を得て、対応する。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ② 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、警察等地域の関係機関と連携、協力を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を教育委員会及び関係機関等へ入れる。

警察との連携

- ① 名誉毀損等の犯罪に該当するような場合は、警察（加古川警察署少年係 県警察本部サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課）に相談する。（被害届は、被害者本人及び保護者が提出するよう指導する）
- ② 書き込みの内容により、該当児童とまったく面識のない者等が近づくことも考えられるので、何か変わったことがあれば警察に相談する。

法務局との連携

人権侵害にあたる場合は、法務局に相談する。

加害児童への対応

- ① 加害児童が特定できた場合には、事実確認を行い、書き込みをした背景や時間的な経過など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該児童の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。
- ② 聴き取りは、不用意に周囲に知られることのないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ③ 加害児童及びその保護者に対応等について説明するとともに、必要があればスーパ

ーパーバイザー、スクールカウンセラー（教育相談センターの学校支援カウンセラー）等の緊急派遣を教育委員会に要請する。

- ④ 加害者が他校の児童の場合は、該当の学校及び教育委員会と連携をして、指導を行う。

児童への事後措置

- ① ホームルーム活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ② 校内の教育相談体制の充実を図り、必要であればスクールカウンセラーの緊急支援を教育委員会に依頼し、児童の心のケアに努める。必要があれば、スーパーバイザー、スクールカウンセラー（教育相談センターの学校支援カウンセラー）等の緊急派遣を教育委員会に要請する。

未然防止のための取組

- ① 掲示板・SNS等での誹謗中傷は、名誉毀損罪や侮辱罪となる場合もあり、悪質な書き込みの場合は、警察の捜査が行われることを指導する。
- ② 掲示板・SNS等に匿名で書き込みをしても、犯罪行為であった場合には警察の捜査で書き込み者を特定することが可能であることを指導する。
- ③ 掲示板・SNS等の利用については、「誰かを傷つける内容ではないか」「自分が言われたらどう感じるか」などについて、よく考えて利用することを指導する。
- ④ 携帯電話やスマートフォン、インターネット等を利用するの出会い系サイトなどによる被害も考えられることから、危険なメディアであることを周知させ、ネットの特性や危険性、活用時のマナー、モラルなどの情報教育を行う。
- ⑤ 保護者に対して、フィルタリングサービスの必要性を周知する。

☆指導(教育)の充実

学校の体制の確立

- ① 児童に関する情報の共有化を図る。
- ② 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ③ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ④ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑤ 児童に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑥ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑦ 保護者・地域住民との連携を適切に図る。
- ⑧ 保護者への啓発、支援等を行う。
- ⑨ 地域住民等からの意見を受け止めて対策に反映させる。
- ⑩ 関係機関と日頃から開かれた連携を図る。
- ⑪ ホームルーム活動等において創意工夫を行う。
- ⑫ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実施する。
- ⑬ 問題行動等には日頃から毅然たる態度で対応する。

— 学校内における児童間暴力 —

☆事件発生からの対応のポイント

被害児童の状況把握とその対応

- ① 負傷した児童の状況に応じて、応急手当を講じ、緊急を要する場合は、すぐに医療機関で治療を行い、保護者に連絡をする。
- ② 容態等に配慮しながら時間的な経過や関係者など、慎重にできるだけ具体的に聴き取る。その際、単に事実だけを追及するのではなく児童の心の痛みや不安等に対して、養護教諭やスクールカウンセラー等が協力をして、心のケアに努める。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ③ 不安等から事実を話したがない場合には、教職員は被害児童の立場に立ち、関係機関等とも連携を図り、最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、専門的な知識を持つスクールカウンセラー等や本人と関係の深い教職員等に聞いてもらうなどの工夫をする。
- ④ 家庭訪問等により保護者の気持ちを十分聴き取るとともに連携を図る。
- ⑤ 学級担任のみで判断するのではなく、管理職に報告し、学年主任、児童指導担当等と情報を共有し、組織的に対応する。
- ⑥ 事件の内容によっては、所轄の警察署に対して情報収集を図るとともに、教育委員会及び関係機関等と連携をしながら事件の全容を把握するようにする。

加害児童の状況把握とその対応

- ① 問題行動が起こった背景や時間的な経過、関係者等について、できるだけ具体的に確認する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該児童の内面的課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係等）と関連させ明確にしていくとともに、その解決に向け支援する。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ② 家庭訪問等により保護者と連携し、対応を図る。
- ③ 教育委員会及び関係機関等と連携をしながら情報収集を図り、事件の全容を把握するようにする。
- ④ 加害児童の具体的な行為、動機、個別的資質等諸般の事情を考慮して教育委員会との連携のもと、「指導としての懲戒」と「処分としての懲戒」を慎重かつ適切に運用する。
- ⑤ 暴力行為等の問題行動は「絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導にあたる。
- ⑥ 学級担任のみで判断するのではなく、管理職、学年主任、児童指導担当等と情報を共有し、組織的に対応する。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 速やかに複数の教職員で家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聴いた当日に行う）
- ② 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後の指導やケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害児童の保護者には、事象の具体的な内容や状況、被害児童の容態や心情を本人等の同意のもと正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。そ

の際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合う。

- ④ 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、少年愛護センター、中央児童家庭センター、警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の小・中・義務教育学校の児童や高等学校の児童、有職・無職少年など学校外の集団との関わりがある場合には、警察や少年愛護センター等との連携に加え、スクールソーシャルワーカー等も活用し、解決に向けた具体的な取組を進める。

事後措置

- ① 学級担任と児童指導担当者を中心に、全教職員との連携のもとに、被害児童が今後の学校生活を送るうえで、希望や展望が持てるよう心のケアを図り、支援体制を確立する。
- ② 加害児童に対しては、問題行動の内容や家庭の状況等のアセスメントを十分行ったうえで、関係機関と連携して再発防止のための指導を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、教育委員会及び関係機関等へ報告し、情報共有する。
- ④ 学級活動、道徳教育等をはじめ、教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ⑤ マスコミの窓口は、原則として管理職が行う。
- ⑥ 集団的不良交友関係の実態把握や解消等及び問題行動の防止や立ち直り支援に努める。
- ⑦ 教育相談体制の充実を図り、必要であればスクールカウンセラー等の緊急支援を教育委員会に依頼し、児童の心のケアに努める。必要があれば、スーパーバイザー、スクールカウンセラー（教育相談センターの学校支援カウンセラー）等の緊急派遣を教育委員会に要請する。
- ⑧ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ⑨ 教育委員会は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供を行う。その際、児童の個人情報に配慮しながら、事実関係等を十分把握して対応する。

☆指導(教育)の充実

学校の体制の確立

- ① 児童の状況を組織的に確認し、共有する体制の構築を図る。
- ② 国や県等の設置する相談窓口等について児童及び保護者に周知するとともに、教育相談体制の充実を図る。
- ③ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ④ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ⑤ 児童に関する情報の引継を行う。
- ⑥ 開かれた学校づくりの推進により、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制を構築する。
- ⑦ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑧ 関係機関との連携を担当する教員を明確に位置付け、一層の連携促進を図る。
- ⑨ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実施する。
- ⑩ 問題行動等には日頃から毅然とした態度で対応する。

— 不審者の侵入事件 —

☆不審者の侵入により想定される事態の推移と対応

侵入者の早期発見・確認

- ① 発見者（発見者が授業時は他の教職員に連絡）は、侵入者と1.5m以上の距離をとりながら、声をかけて目的をたずねる。
- ② 服装や表情、所持品等に注目し、不審者かどうかを確実にチェックする。
- ③ 来校の理由がない場合は退去を求め校門まで付きそう。再侵入がないか様子を見る。（来校目的の場合は、受付（職員室など）で名前や来校時刻を控えて名札等を着用してもらい、案内する。）

学校への不審者侵入時の人的被害の防止と対応

- ① 不審者が指示に従わない場合、退去通告を丁寧になげり強く繰り返すと共に、他教職員の応援を呼ぶ。付近の児童の安全確保と共に、校長に連絡する。
- ② 受付を無視して立ち入ろうとしたり、退去命令に従わなかったりした場合、または、言動も含め暴力行為等に及んだ場合、校長（それに代わる教職員）は警察（県警ホットラインを使用）へ連絡するとともに、職員室に「事件・事故対策本部」を設置し、校内の教職員に指示を出す。
- ③ 教職員は役割分担して、すべての児童の安全を確保するとともに、不審者の移動阻止のため防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないよう注意しながら、一室に隔離することがのぞましい。
- ④ 担任等は不審者を児童に近づけないようにし、児童を掌握し、安全を守り、必要な場合は適切に避難させる。

負傷者への対応

- ① 不審者が侵入して暴力行為に及んだ場合、養護教諭等は負傷者の有無などの情報を把握する。
- ② 症状を確認し、応急手当を施すとともに救急車の要請（場合によっては医療機関等への連絡、搬送等）を行う。
- ③ 心肺が停止している場合は、止血後AED等を活用して心肺蘇生を実施する。

事後の対応や措置

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係団体に提供する。
- ② 学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と連携する。
- ③ 当日のうちに文書で全保護者に概要と今後の対応を説明する。また必要に応じて、保護者等への説明会を開催する。
- ④ 事件の記録と報告書を作成し、教育委員会または幼児保育課へ提出する。
- ⑤ 教育委員会または幼児保育課は、校長と協議の上、マスコミへの情報提供を行う。

教育活動再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- ① 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- ③ 教育活動の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

事件に遭遇した児童、保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- ① 専門機関との相談・連携等により児童や職員の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた児童の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

☆平素から必要な体制づくり

文部科学省策定の「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編」に記載されている「不審者侵入防止のための3段階の観点」を参考に、以下の対策を実施する。

学校の危険箇所の点検

- ① 学校の門扉の電磁ロック、金網修理工等、外部から侵入しにくい学校管理体制を整備する。
- ② 来校者への名札等の着用、校舎入り口近くの受付を経由してからの校舎立ち入り等に関して、地域の方や保護者に理解と協力を得る。また、来校者の動線を確認し、できる限り教室に近づけないようにする。

連絡体制や指揮系統の整備

- ① 不審者侵入や対応等に備え、緊急時には情報がいち早く校長に伝わるよう、連絡手段や非常ベルの活用等について共通理解をしておく。
- ② 事件発生に備え、平常時に警察や病院、安全ボランティアなどの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。

訓練の充実等

- ① 教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。
- ② 包丁等を所持した不審者の侵入に備え、身の安全を守れるようなもの（さすまた等）を用意し、訓練をとおして正しく取り扱いができるようにしておく。
- ③ 全教職員が、AED等救急医療器具の扱いや応急処置・心肺蘇生法に慣れておき、その場所の把握をしておく。
- ④ 児童には不審者侵入に備え、あわてず迅速に身の安全が図れるよう、危険予測・回避能力が身に付くような実践的訓練を実施する。
- ⑤ 県警ホットライン及び電子錠等の設備が正常に作動するか、定期的に点検を実施する。

関係機関との連携協力

- ① 校長及び安全担当は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議する場を定期的に設定する。

【参考】文部科学省「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」から抜粋

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - 解説編

2-2-4 犯罪被害防止対策

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておく必要があります。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定 フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - ・ 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - ・ 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - ・ 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - ・ 来訪者向け案内・誘導
 - ・ 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - ・ 来訪者の識別方法(名札等)
 - ・ 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

— 児童等の殺傷予告事件 —

事件内容

学校園の郵便受けにこどもの殺傷を予告する文書が投函されていた。
内容は「10日（本日）の午後2時頃、学校園に侵入し、こどもと教員を殺害する」というものであった。

宛先は直筆で書かれており、犯行予告はワープロ打ちであった。

☆事件発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

① 手紙を受け取った校長は、内容や特徴を把握するよう努める。（その際、むやみに証拠品に触れず、ビニール袋に入れる等の証拠保全に努める。）

【把握する内容】

- 文書について
 - ・消印（投函場所、日にち） ・筆跡 ・使用筆記用具
 - ・文章の内容
- 相手の特徴について
 - ・年齢（児童、青年、中年、高齢者） ・文章の表記や使用単語の特徴
 - ・封筒や便せん、はがきの表面の状態など

② 校長は、警察へ通報し、教育委員会または幼児保育課へ報告して必要な指示を受ける。

③ 校長は、以後の対応について指示を出す。校長不在時は、教頭等が代行する。

④ 校長は、児童が動揺しないよう配慮しながら、職員会議等で全教職員に状況を伝える。（伝達方法については、各校の実態に応じて工夫する）

⑤ 各担任等は、児童を各教室内に待機させ、以後、教室から出さないようにして安全を確保する。（教室の内側から施錠できる場合は施錠する）

⑥ 校長は、必要に応じて、児童を体育館など1室に待機させ、内側から施錠するとともに室の内外を教職員で見守り、安全確保を図る。

⑦ 校長は、各担任等教職員に児童の人数把握及び報告をさせる。

⑧ 管理職は、他の教職員とともに全ての門扉の閉鎖確認や校舎の入り口等を施錠して侵入者がいないか、爆破物等の不審物がないか監視・点検をする。

⑨ 教職員は、待機中の児童の気持ちを落ち着かせるとともに、冷静に行動するよう指導する。

⑩ 管理職は、校内の情報を収集し、事実と対応の経過を記録する。

⑪ 校長は、経過を教育委員会または幼児保育課へ報告する。

⑫ 各担任は、原則児童を休憩時間も教室から出さない。給食の準備やトイレ等教室外へ出るときは必要最小限に留め必要に応じて教職員が付き沿う。

⑬ 嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、犯行が起こることを想定して行動する。

⑭ 以後、警察到着まで、この体制を維持する。

警察との協力体制

- ① 警察が到着したら、その指示に従い、捜査等に協力する。
 - 事前に準備しておくもの
(校舎配置図、校内を案内する教職員の決定等)
- ② 不審者等捜索後の対応
 - 不審者が発見された場合
 - ・不審者が侵入したことを教職員及び児童に伝える。
 - ・教職員は児童の安全確保に万全を期す。
 - 不審者が校舎内に侵入した時の対応
 - ・児童に被害が及ばないように、担任は施錠をするなど教室への不審者の侵入を防ぐ。
 - ・担当の教職員は、さすまた等で侵入者への対応に備える。
 - ・養護教諭等は負傷者の有無等の情報把握に努める。
 - ・負傷者がある場合、養護教諭等は、けがの状況を確認して応急手当を施すとともに、救急車の要請(場合によっては医療機関等への連絡、搬送等)を行う。
 - 不審者が発見されなかった場合
 - ・校長は、原則保護者への児童の引き渡しを行い、迎えが来るまで学校で保護する。
 - ・校長は、不審者に対する警察の見解をもとに、翌日以降の登下校(登降園)対策や校内安全管理の体制を決定する。
 - ・校長は、教育活動の再開にあたり、児童に必要程度事実を説明する。
 - ・管理職は、保護者宛の説明文書を準備し、下校までに配付する。
 - ・校長は、必要に応じて保護者会を開き、事件の説明と今後の対応などを説明する。

事後の対応や措置

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係機関に提供する。
- ② 不審者が発見されなかった場合、一定期間登下校(登降園)の見守りや警戒態勢等学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と協力連携する。
- ③ 当日のうちに文書で全保護者に概要と今後の対応を説明するとともに、必要に応じて保護者等への説明会を開催する。
- ④ 事件の記録と報告書を作成し、教育委員会または幼児保育課へ提出する。
- ⑤ 教育委員会または幼児保育課は、校長と協議の上、必要に応じてマスコミへの情報提供を行う。

教育活動再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- ① 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理し、対策を講じる。
- ③ 事件発生後、できるだけ早く教育活動再開のための準備をする。
- ④ 事故の再発防止に向けた対策を講じる。

事件に遭遇した児童、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- ① 専門機関との相談・連携等により児童や職員の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた児童の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

☆平素から必要な体制づくり

不審物の早期発見

- ① 教頭等は、校長が不在の時、犯行予告郵便等と判断した際、校長代行として開封する。
- ② 校長は、全教職員に対し、不審郵便などを発見した際は、受取人了解のもと、至急、開封する共通理解を図っておく。

連絡体制や指揮系統の整備

- ① 事件発生に備え、平常時に警察や病院、学校支援ボランティアなどの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。
- ② 管理職は、緊急時に連絡がすぐにとれるよう、関係機関などの電話番号を整理し、よく見えるところに掲示する。

訓練の充実等

- ① 教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。
- ② 教職員は、様々な状況に対応できるように役割分担を行う。

関係機関との連携協力

- ① 校長及び安全担当者は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議する場を定期的に設定する。

— 下校途中の児童連れ去り —

事件内容

児童Aと児童Bが下校途中に、公園前の道路で見知らぬ男から、「ここから一番近い郵便局を教えてください」と声をかけられた。児童Aと児童Bが道順を教え始めた時、突然、男が児童Bの手を引っ張り、そばに止めてあった車に無理矢理押し込み連れ去った。児童Aはすぐに自宅に逃げ帰り、保護者に事情を話した。事情を聞いた保護者は警察と学校に連絡した。

☆事件発生からの対応のポイント

状況把握、児童の安全確保、関係機関との連携

- ① 事件発生の通報を受けた教職員は、児童A及びBの名前、発生時刻、発生場所、児童の状況、通報者の名前、連絡先などを把握するとともに、警察への通報が済んでいるかを確認し、直ちに管理職に報告する。（警察への通報がまだの場合は、速やかに保護者に通報をするよう依頼する。また、管理職からも警察へ通報する。）
- ② 管理職は、できるかぎり複数の教職員を被害にあったそれぞれの児童の自宅へ急行させる。児童Bの担任は保護者に連絡を取る。
- ③ 児童A宅に向かった教職員は、児童Aにけががないか確認し、状況を把握し管理職へ連絡するとともに、安心感を与えるように努める。児童B宅に向かった教職員は、保護者と連携するとともに、状況を把握し管理職へ連絡する。
- ④ 管理職は、教育委員会に速やかに報告するとともに、警察と連絡を取り、他の学校や保護者、地域役員等に情報提供をしてよいか確認する。
- ⑤ 管理職は、警察の指示に従って、教育委員会に確認のうえ、近隣の学校等へ情報提供する。
- ⑥ 教職員は、下校中及び下校前の他の児童の安全確保を行う。

保護者への連絡と情報提供、協力依頼

- ① 校長は、全教職員を招集し状況説明をするとともに、今後の対応を指示する。
- ② 在校児童の学級担任等は各保護者に連絡して引き渡しをしたり、集団下校等をさせたりして、児童をより安全に下校させるため、状況に応じた下校体制を講じるとともに、下校後は戸外へ出ないよう指導する。
- ③ 警察の指示に従って、学校支援ボランティア（見守りボランティア等）及びPTA等に情報提供し、児童の安全確保のため同伴下校等の協力を依頼する。

事後措置

- ① 学級担任等は、家庭と連携し児童A及びBの心のケアを図るとともに、教職員は他の児童に対しても心的外傷を受けていないか児童の様子を見守り、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携して対応する。
- ② 安全担当や児童指導担当教員等は、情報を収集して管理職に報告する。事件発生から事態の終結に至るまでの経過を記録しておく。
- ③ 対応の手順や方法、連携のあり方などで課題がなかったか検証する。また、マニユ

アルの見直しを行う。

- ④ 警察や所管の教育委員会等との連携方法等について課題があった場合には、改善を図る。
- ⑤ 保護者には、事件による児童への心身面での配慮を呼びかけ、変化が認められた場合は、学校や専門機関と連携して対応するよう呼びかける。
- ⑥ 教育委員会は、校長と協議のうえ、マスコミへの情報提供を行う。

☆日常の安全対策

- ① 学校安全計画に基づき、教職員の共通理解の下、取組を進めていくことが重要である。
- ② 学校安全計画については、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ検証を行った上で作成する。

通学路の安全点検

- ① 保護者や学校支援ボランティア（見守りボランティア等）、地域防犯団体と協力して、通学路を中心に校区内の危険箇所（不審者が犯罪を起こしやすい場所）の点検を行う。
- ② 把握した危険箇所については、保護者や学校支援ボランティア、地域防犯団体に地域巡回の協力を依頼し、関係機関を通じて危険箇所の改善を図るよう要請する。

登下校時の形態や行動

- ① 緊急時においては、集団登下校や保護者等同伴による登下校等を実施する。
- ② 普段から登下校時はできるだけ一人にならず、複数になるよう指導する。

危険予測・回避能力の育成

- ① 地域安全マップづくり等に取り組むことで、児童自らが状況や場所から危険を予測する力を養う。
- ② 児童が不審者に直面したとき、大声を出したり、逃げたりする等、自らの力で危機を予測し、回避できる能力を養うための訓練を警察やNPO等と協力し取り組む。
- ③ 児童が日常から「児童を守る110番の家」等の位置を確認する等、近くの家等に逃げ込むよう指導する。

不審者等情報の共有

- ① 保護者や学校支援ボランティア（見守りボランティア等）、地域防犯団体が地域を巡回したときの情報を学校や警察に連絡するような体制を作る。
- ② 学校は、必要に応じて得た情報を児童や保護者に伝えて注意を呼びかける。
- ③ 学校は、①で連絡を受けた方（団体）以外の、保護者や学校支援ボランティア、地域防犯団体に情報を提供し、児童の登下校の安全確保について協力を得る。

連れ去り事件への対応の要点

- ① 該当する児童の安全確保
- ② 警察への連絡
- ③ 保護者への連絡
- ④ 教育委員会等関係機関への連絡
- ⑤ 保護者や学校支援ボランティア等と連携し、登下校時の見守りやパトロールの実施
- ⑥ 警察や教育委員会等関係機関や保護者や地域との情報共有（誘拐・監禁等の場合、情報の扱いについては警察に確認する。）
- ⑦ 児童の心のケア

— 個人情報記載文書等の盗難事件 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事態を把握し、直ちに管理職に報告する。
- ② 現場を保存するとともに、無くなっている文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他に無くなっている文書、電子情報が無いかどうかを確認するとともにアクセス日時の確認も行う。さらに、該当する文書等を持ち出している教職員がいないかを確認する。
- ③ 管理職は、直ちに警察へ通報するとともに、教育委員会または幼児保育課へ電話で第一報を報告する。
- ④ 管理職は、対応等を簡潔かつ正確に記録する。
- ⑤ 教育委員会または幼児保育課と連携し今後の対応を決める。
 - ・二次被害の防止策
 - ・児童と卒業生及びその保護者への説明内容及び方法
 - ・マスコミへの公表

【内 容】

発生日時、侵入・発見の状況、被害状況（個人情報の内容と件数）、対応と今後の方針等

- ⑥ 該当の児童及び保護者への説明を行う。
- ⑦ 教育委員会または幼児保育課と協議のうえ、必要に応じマスコミへの公表を行う。

児童、保護者への連絡等

- ① P T A役員等に連絡し事実や対応の説明を行う。（必要に応じ緊急役員会等で説明する）
- ② 児童へは、集会等で事実を説明するとともに、不審な電話や不審者等に気をつけるよう指導する。また、何かあれば、学校へ連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ③ 保護者へは、説明会や家庭訪問、文書を通して、事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、不審な電話や不審者など気をつけて欲しいことのお願いを伝える。
- ④ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

事後措置

- ① 児童の心のケアに努める。
- ② 警察と教育委員会または幼児保育課から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報保護に関する校内のルールを再確認し徹底する。
- ④ 個人情報保護に関する研修を実施する。

☆個人情報流出防止のポイント

個人情報保護に基づく取組

学校は、「加古川市教育情報セキュリティポリシー」を参考にし、幼稚園・児童園は「加古川市情報セキュリティポリシー」を参考にし、個人情報保護に取り組む。

学校における具体的な取組

① 個人情報保護に対する理解の促進

個人情報保護が強く求められていることから、個人情報の重要性及び個人情報の保護・保管に係る責任の重さについて教職員の理解を深め、意識を高めるよう、校内研修等を実施する。

② 校内体制の整備

文書の管理責任者を定め、個人情報記載文書や電子媒体（以下「個人情報記載文書等」という）の適正な取扱い（保管・利用・廃棄・研修等）が日常的に行われる校内体制を整備する。

③ 個人情報記載文書等の適正管理

外部に流出してはならない個人情報記載文書等については、施錠できる場所に保管し校舎外へ持ち出さない。また、やむを得ず校舎外へ持ち出す必要がある場合には所属長の許可を得る。

④ 個人情報を含むデジタル情報の管理

端末等に保存されたデジタル情報は、流出すると、インターネットを通じて世界中に広がる可能性がある。こうした事故を防ぐために、③の適正管理をはじめ、離席時にはパソコンをロックすることや使用開始時にはパスワードの入力が必要となるように設定したり、パスワードは適宜更新したりすること等の対策を行う。

⑤ 文書の廃棄

個人情報記載文書等が保存期間を過ぎても長期にわたり放置されていることは、個人情報流出事故が発生する要因になることから、適切な廃棄処分の方法について定め、確実に実行する。

⑥ 収集している個人情報の見直し

- ・現在収集している個人情報について、「あれば便利」の観点でなく、「真に必要」な情報であるか、文書ごとに再検討する。
- ・写真、住所、保護者名などが、当該文書に必要なか否かについて再度点検する。

⑦ 校舎の管理体制の確立

- ・外来者への名札着用や、教職員による声かけ・挨拶などを徹底する。
- ・休業日等に校舎内や職員室等が無人になる際には施錠を徹底する。

— ネットワークからの情報流出（情報セキュリティ対策） —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 外部から情報流出の通報があった場合、教職員は、通報者から当該ファイルがインターネット上の「どこで閲覧できるか」、「どのような状態にあるのか（ホームページ、掲示板、メール、ファイル交換ソフトのネットワーク等）」、「発見した日」、などを詳細に聴き取る。（可能であれば、管理職または校内のICT推進担当者に電話を取り次ぐとともに、通報者の対応を依頼する）
- ② 通報を受けた教職員は、提供された情報の再確認等が必要になる場合もあるため、「通報者の連絡先」などを聴き取り、今後の対応についても、可能な限り協力を依頼する。
- ③ 通報を受けた教職員は、聴き取りを終えたら、直ちに管理職と校内のICT推進担当者に報告する。
- ④ 管理職は、当該ファイルの校内からの流出経緯について調査を行う。
- ⑤ 管理職は、校内のICT推進担当者に、通報者から得た情報が事実かどうか確認するよう指示する。また、流出したとされるファイルの所有者に連絡を取り、当該ファイルの管理状況を報告させるとともに、流出元となった可能性のある端末をネットワークから切断するよう指示する。
- ⑥ 管理職及び校内のICT推進担当者は、校内ネットワークの切断等の措置を講じる。
- ⑦ 管理職は、流出の事実が確認されたら、他に流出している電子情報がないか調査する。
- ⑧ 管理職は、教育委員会または幼児保育課に第一報を入れるとともに、必要に応じ専門的知識・技術を有する職員等の支援を要請する。
- ⑨ 校内のICT推進担当者は、教育委員会または幼児保育課等と連携して原因を特定するとともに、ただちに対策を講じ、講じた対策について校長に報告する。
 - ※ 流出した情報は、ホームページや掲示板等の管理者に削除を要請するなど、可能な対応を遺漏なく行う。
 - ※ 原因がウイルスによる場合は、校内ネットワークへのウイルスの侵入が疑われるため、校内の全てのパソコン及びサーバをネットワークから切断し、最新のパターンファイルでウイルスチェック・駆除を行う。
- ⑩ 管理職は、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。

児童、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して説明会や家庭訪問、文書等を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、二次被害に注意を払ってもらうよう依頼する。
- ② 状況に応じて、児童へ事実を説明する。
- ③ 相談・苦情の窓口及び担当を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

事後措置

- ① 情報流出の対象となった児童の心のケアに努める。
- ② 電子情報が流出した原因を究明するとともに、原因に応じた再発防止策を講じる。

- ③ 事後管理対策として、全教職員に事件の概要を報告し、今後の電子情報流出の再発防止策を周知徹底するとともに、進行管理を行う。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会または幼児保育課へ事故報告を行う。
- ⑤ 教育委員会または幼児保育課は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供する。また、状況により警察と連携を図る。

☆ネットワークからの情報流出の防止ポイント

予防措置

① 物理的セキュリティ対策

ア 教職員が利用するパソコン等には、盗難防止措置を講じる。

(例) ワイヤロック、鍵付き保管庫や引き出しへの保管

イ 教職員は、校長の許可を得ずに個人のパソコンを外部から持ち込んだり、業務のパソコンや外部記録媒体に保存されたデータを外部に持ち出したりしない。

(例) 端末持ち込み許可申請書及び情報資産持ち出し許可申請書による管理

ウ 外部記録媒体を廃棄する場合は、情報資産を復元することができないよう物理的な破壊を行う。

② 人的セキュリティ対策

ア 校長は、情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報流出に対する危機管理体制を整備する。

イ 校長は、全教職員に研修等を実施し、情報セキュリティポリシー等を周知徹底する。

(例) ・業務に必要なないソフトウェアの導入禁止

・業務に無関係なWeb 閲覧の禁止

・業務に無関係な電子商取引の禁止 等

ウ 教職員は、情報が適正に管理されているかを定期的に点検する。

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事態を把握し、直ちに管理職に報告する。
 - ② 紛失した文書等に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他に紛失している文書等が無いかどうかを確認する。
 - ③ 校長は、直ちに教育委員会または幼児保育課へ報告する。
 - ④ 校長は、対応等を簡潔かつ正確に記録する。
 - ⑤ 教育委員会または幼児保育課と連携し今後の対応を決める。
 - ・紛失文書等の搜索
 - ・児童とその保護者への説明内容及び方法
 - ・マスコミへの公表
 - ・保護者会の実施 など
- 【内 容】
- 発生日時、搜索の状況、被害状況（個人情報の内容と件数）、対応と今後の方針等
- ⑥ 該当の児童及び保護者への説明を行う。
 - ⑦ 教育委員会または幼児保育課は、校長と協議のうえ、必要に応じマスコミへの公表を行う。

児童、保護者への連絡等

- ① 状況に応じて、児童へ事実を説明する。（必要に応じ学年集会等で説明する）
- ② 保護者へは、必要に応じて、説明会や家庭訪問、文書を通して、事実を説明するとともに、今後の対策等を伝える。
- ③ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

事後措置

- ① 児童の心のケアに努める。
- ② 教育委員会または幼児保育課から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報記載文書等の管理に関する校内のルールを再確認し徹底する。
- ④ 個人情報保護に関する研修を実施する。

☆個人情報記載文書等紛失防止のポイント

学校における具体的な取組

- ① 個人情報の取扱要領の明確化と意識の高揚
年度当初、職員会議で個人情報の取扱いについての申し合わせ事項を確認するとともに、
個人情報の対象書類、責任者、取扱い、保管場所や方法等を明示した個人情報書類一覧表を作成する等、何が個人情報に当たるのか共通理解を図る。
- ② 個人情報の取得上の配慮

職員が作成する調査票や通知については、児童や保護者から必要以上に個人情報を収集していないかという視点からも点検するとともに、収集する個人情報については、回収方法や取扱を確認する。また、その処理や廃棄が適切に行われるようにする。合わせて、個人情報の目的外利用、外部提供について、適正に行われているか点検する。

③ 個人情報記載文書等の保管方法

日ごろから整理整頓を含め、管理できるロッカー等で保管するとともに、印刷室に個人情報を含む原稿や試し刷り紙を放置しない。

④ 学校行事等にかかわる一時的な持ち出し

遠足、宿泊行事等においては、家庭連絡用名簿や被保険者資格情報や資格確認書、マイナンバーカード等を持ち出す場合、管理の一元化をはかり、紛失に十分注意する。また、家庭訪問や突発的な児童指導上の事件・事故で、重要な個人情報を持ち出す場合には最小限に努めるとともに、車内等に放置しないように十分注意する。

— 個人情報記載文書等の誤配信・誤送付 —

☆事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事態を把握した教職員は直ちに管理職に報告する。
- ② その他の児童の個人情報の漏えいがないかを確認する。
- ③ 校長は、直ちに教育委員会または幼児保育課へ報告する。
- ④ 教育委員会と連携し、今後の対応を決める。
 - ・配信・送付先への対応（削除依頼）
 - ・児童とその保護者への説明内容及び方法
 - ・マスコミへの公表 など
- ⑤ 配信・送付先に削除依頼をするとともに、誤配信・誤送付により個人情報が漏えいした児童及び保護者に事実を伝え、謝罪する。
- ⑥ 教育委員会または幼児保育課は、校長と協議のうえ、必要に応じてマスコミへの情報提供を行う。

児童、保護者への連絡等

- ① P T A役員等に連絡し、事実や対応の説明を行う。（必要に応じ緊急役員会等で説明する）
- ② 状況に応じて児童へ事実を説明する。（必要に応じて学年集会等で説明する）
- ③ 保護者へは、必要に応じて、説明会や家庭訪問、文書等を通して、事実を説明するとともに、今後の対策等を伝える。
- ④ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

事後措置

- ① 児童の心のケアに努める。
- ② 教育委員会または幼児保育課から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報保護に関する校内のルールを再確認し、徹底する。

予防措置

- ① 個人情報などの機密性の高いデータは、原則として電子メール等で配信・送付することを禁止する。業務上必要な場合は、校長の許可を得て行う。
- ② 誤配信・誤送付がないように、電子メールを送信するときには、宛先や添付ファイル等が間違っていないかをよく確認する。

— 火 災 —

☆火災発生からの対応のポイント

初期対応

- ① 火災発生場所、状況等を確認し、消防署に連絡するとともに、避難経路及び避難場所を緊急放送で全ての児童にはっきりと知らせる。
- ② 火気を使用している場合は消火するとともに、ガスの元栓等をしめる。
- ③ 恐怖と不安で児童がパニック状態になっているので、教職員は、児童が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。

避難する時

- ① 教職員は児童に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。（隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくように工夫する。）
- ② 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ③ 避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。）

避難場所での対応

- ① 出席している児童の確認及び負傷者の状況確認を行い、学年主任は管理職に報告する。不明者がいる場合は管理職に報告するとともに、管理職の指示に従い速やかに捜索活動を行う。
- ② 初期消火、重要書類搬出を可能な範囲で行う。

事後の対応・下校

- ① 学校の被害状況等を教育委員会またはとともに必要に応じて支援要請を行う。
- ② 児童を下校させる場合は保護者と連絡がとれるまで学校で待機させる。
- ③ 今後の予定等について保護者に連絡する。

心のケア

- ① ショックを受けている児童に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

☆安全指導（教育）、安全管理の充実

安全指導（教育）

- ① 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、学校行事等、教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。また、防災教育用教材を積極的に活用する。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、出火時間、出火場所等、様々な状況を想定しての実践的な訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、PTA・地域防災組織等と連携した合同訓練の実施に努める。

- ④ 教職員の役割分担に応じた防火体制の周知徹底を図る。

安全管理

- ① 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
- ② 職員室・保健室・事務室等においては、緊急時に対応できるような必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検を行う。
- ③ 学校や地域の実態に即し、火災の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。

— 地震 —

☆災害発生からの対応のポイント

初期対応

- ① 緊急地震速報が放送されたときは、揺れが到達するまでの間に、児童に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう呼びかけるとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も、可能な対応行動をとる。
- ② 普通教室で授業中の場合は、児童を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ③ 身を隠すところがない場合は、周りに倒れそうな物がないか確認し、座布団や手近にあるカバン・本などで頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた適切な行動をとらせる。
- ④ 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ⑤ 恐怖と不安で児童がパニック状態になっているので、教職員は、児童が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。
- ⑥ ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。
- ⑦ 激しい揺れは、1～2分程度で収まるので、落ち着いて行動する。

避難する時

- ① 教職員は児童に対して、適切な避難経路を指示したうえで先導する。（隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくように工夫する）
- ② 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ③ 頭を覆い、上履きのまま、避難場所へ行く。
- ④ 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ⑤ 海岸付近では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。
- ⑥ 避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する）

行政機関への報告

- ① 校長は、人的・物的被害状況を把握し、市災害対策本部及び教育委員会または、
- ② 必要があると判断したら、消防等の関係機関、市災害対策本部へ救助要請等を行う。

下校

- ① 児童を下校させる場合には、余震や津波を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどしたうえで、適切な時期に行う。また、下

校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、学校に児童を留まらせる。

- ② 下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合は、保護者への引き渡しを行う。
- ③ 避難所が開設された場合は、原則として保護者への引き渡しを行う。

心のケア

- ① ショックを受けている児童に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

- ① 市災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営されるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき、施設管理者として必要な対応を行う。

教育活動再開に向けた対応

- ① 教育委員会または幼児保育課と連携して、教育活動再開に向けた対応を行う。

☆安全指導（教育）、安全管理の充実

安全指導（教育）

- ① 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、特別活動等、教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。また、防災教育用教材を積極的に活用する。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、様々な状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、PTA・地域防災組織等と連携した合同訓練の実施に努める。
- ④ 緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、児童及び教職員に周知徹底するとともに、訓練などの機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。

安全管理

- ① 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
- ② 職員室・保健室・事務室等においては、緊急時に対応できるような必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検を行う。
- ③ 学校や地域の実態に即し、地震等の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、教育総務課や危機管理室と協議の上、定めておく。

— 台風・集中豪雨 —

☆災害発生からの対応のポイント

初期対応

- ① テレビ、ラジオ、気象関係のホームページ等で、気象情報や河川情報、避難勧告等の発令を確認する。
- ② 公共交通機関の状況をインターネット、電話等で確認する。
- ③ 学校周辺の冠水状況を常時監視する。
- ④ 校舎内への浸水の可能性がある場合は、速やかに児童を高所、高台に避難させる。
- ⑤ 可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動する。
- ⑥ 風雨の状況により、児童を校内に留まらせたり、保護者への引き渡しを行ったりなどする。
- ⑦ 始業前で児童が家庭にいる時は、休校、自宅待機の措置を講ずる。

(非常時の幼児・児童に対する措置の基準)

避難する時

- ① 教職員は児童に対して適切な避難経路を指示したうえで先導する。(隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくなど工夫する)
- ② できるだけ早く高所、高台へ避難する。
- ③ 校外へ避難する際は、排水溝や側溝などが冠水で分からない場合があるので、気をつける。
- ④ 避難場所に集合後、人数確認をする。(出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する)

行政機関への報告

- ① 校長は、人的・物的被害状況を把握し、市災害対策本部及び教育委員会または。
- ② 必要があると判断したら、消防等の関係機関、市災害対策本部、教育委員会または幼児保育課等へ救助要請等を行う。

下校

- ① 児童を下校させる場合には、風雨の状況を把握するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、校内に児童を留まらせる。
- ② 下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者への引渡しを行う。

心のケア

- ① ショックを受けている児童に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、PTSDになることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

- ① 市災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営される

よう、「避難所運営マニュアル」に基づき、施設管理者として必要な対応を行う。

教育活動再開に向けた対応

- ① 教育委員会または幼児保育課と連携して、教育活動再開に向けた対応を行う。

☆安全指導（教育）、安全管理の充実

安全指導（教育）

- ① 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、学校行事等、教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力、応急処置能力を高めるため、校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、様々な状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、P T A・地域防災組織等と連携した合同訓練の実施に努める。

安全管理

- ① 校区の過去の災害や被災の危険度について確認しておく。
- ② 気象情報や交通情報の収集方法を確認しておくとともに、平素から、関係機関等と十分連携をとり、災害発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。
- ③ 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般について定期点検を行う。
- ④ 排水溝、雨どい、側溝、雨水ます等の目づまり、屋根材のはがれや窓など開口部の破損等がないか点検・清掃を行う。
- ⑤ 重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物等を安全な場所に移動する方法を定めておく。
- ⑥ 学校や地域の実態に即し、風水害の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、教育総務課または幼児保育課や危機管理室と協議しておく。

— 弾道ミサイル —

☆事案発生からの対応のポイント

危機発生時の対応

- ① Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合、教職員及び児童は、Jアラートの内容を確認のうえ、避難指示が解除（弾道ミサイルの通過又は領海外の海域への落下等が発信）されるまでは、以下の行動をとる。
 - ア 近くの建物の中、又は地下などに避難する。
 - イ 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
 - ウ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【Jアラートにより緊急情報が発信された場合における教職員及び児童の対応例】

区分	児童の状況	J ア ラ ー ト の 内 容		
		ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は 日本の領海外の海域 に落下【避難解除】	ミサイルが日本の 領土・領海に落下 【避難継続】
登校前・登下校中	登校前 (自宅にいる場合等)	自宅待機し、状況に応じて、上記ア・イ・ウの行動をとる。	校長は、休校や始業時間の繰り下げ等を行う場合、教職員及び児童に周知する。	国や県、市からの指示に従い行動する。
	登下校中 (徒歩、自転車、交通機関等により登校する場合)	自宅か学校の近い方に避難することを原則とする。また、状況に応じて、上記ア・イ・ウの行動をとる。 電車やバス等の公共交通機関に乗車している場合は、運転手等の指示に従う。	周囲の状況を確認し、登校を再開する。	国や県、市からの指示に従い行動する。 上記の指示がない場合、自宅又は学校のいずれか近い方に避難する。
登校後	校舎内	教職員は、状況に応じて、上記ア、ウの行動をとるよう児童を誘導する。	教職員は、児童に避難を終了し、保育・授業を再開することを周知する。	国や県、市からの指示に従い行動する。 屋内にいる場合、教職員は、市等から指示があるまでの間、より安全な場所に避難するよう児童を誘導する。
	校舎外 (校庭で活動している場合等)	教職員は、状況に応じて、上記ア、イ、ウの行動をとるよう児童を誘導する。	教職員は、児童に不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに連絡するよう周知する。	屋外で避難している場合、教職員は市等から指示があるまでの間、屋内に避難するよう児童を誘導する。
	校地外 (校外学習のため校外で活動している場合等)			
その他	帰宅後、週休日等	状況に応じて、上記ア、イ、ウの行動をとる。		国や県、市からの指示に従い行動する。

② 関係機関との連携

- ・関係部局、警察、消防との連携を図るとともに救急体制の整備を図る。
- ・関係機関への連絡は、電子メールやファックス等を活用し、速やかに情報を伝達する。

③ 情報の収集と一元化（マスコミへの対応）

- ・速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
- ・マスコミとも連携を図り、確実な情報の把握に努める。

④ 教育委員会または幼児保育課、学校、保護者等への連絡報告

- ・教育委員会または幼児保育課、学校、保護者等の連絡体制を確認し、速やかに連絡できる体制を確保する。
- ・児童の保護者への引渡しについて、国や県、市からの避難指示が継続している間は、原則行わない。

- ・避難指示が解除され、児童を引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童は、当該保護者の児童に限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。

⑤ 被害状況の把握

- ・児童の被害及び学校施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

危機終息後の対応

- ① 児童に対し、不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員等に連絡するよう周知する。
- ② 関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- ③ 早期に教育活動が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- ④ 必要に応じて、医師等関係機関との連携を図り、児童の心のケアに対応する。
- ⑤ 児童の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

危機の予防対策

- ① 学校安全計画・学校危機管理マニュアル等（以下「学校安全計画等」という）の見直し
 - ・あらかじめ校舎内の避難場所を指定するなど、学校の実態に即した学校安全計画等となるよう見直しを行う。
 - ・学校安全計画等の見直しは、当該自治体の国民保護計画や教育委員会または幼児保育課が発出する弾道ミサイル発射に係る対応通知等を踏まえ、教職員や児童が状況に応じた対応ができるよう留意する。
 - ・事前に連絡体制及び役割分担を定めるなど、非常時において確実な対応ができる体制を構築する。
- ② 安全確保の方策等の共通理解
 - ・学校安全計画等及び上記「危機発生時の対応」を踏まえ、児童の避難場所や避難誘導等の安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。
- ③ 児童に対する安全指導
 - ・児童が適切に行動できるよう指導するとともに、保護者に対しても児童への指導内容を周知する。なお、児童及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮する。
- ④ その他の予防対策
 - ・校外学習等の際の避難場所等については、できる限り事前に確認する。
 - ・関係機関と連携した避難訓練を推進するなど、学校の実態に即した安全指導を行う。
 - ・登下校（登降園）中の児童がJアラートによる緊急情報を得ることが難しい場合は、あらかじめ、危機管理室等と連携して対策を検討する。
 - ・臨時休業の取扱いについては、学校の状況に応じて校長が判断することとなるが、判断の遅れがないよう事前に対応を検討する。
 - ・不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。